

第十編 県養連・屋代農工連・県畜連



80組合に再建整備法適用
山形県独自の不振連合会整備要綱
県養蚕販売連の発足
金上製糸の解散で700万の欠損
再建整備計画で再出発
詐欺の被害・屋代郷農工連

島津会長欠損金の一部を弁償
県畜産販売連設立
畜販連を解散、畜産事業の一元化
県畜産連に生れかわる
郡連合会合併に成功
再建計画実施にスタート

父兄参観の日——廊下にしゃがむ

母親もパーマをかけて

(カメラ・落合武夫氏)

八十の組合に再建法を適用

昭和二十六年四月七日、「農林漁業組合再建整備法」が制定、公布された。この法は二十五年十一月の全国都道府県四連合会（指導、信連、販連、購連）会長会議で農協振興刷新運動展開のことを決議して、政府に働きかけて実現したものであった。この法のねらいは法案提出理由で、「——農業協同組合は主旨的に整備拡充を図るべきだが、自力だけで再建困難なものに対する政府の財政支出等の援助によって協同組合の再建意欲をたかめ、早急に経営を健全なものにする——」であるように、経営不振の組合に対して法的救済の途を開き、県中央会から特別指導員の派遣、奨励金の交付等の国の援助で五ヶ年間で法が要求する条件をみたし、——健全で強力な単協と連合会に育てることになったものであった。この再建整備法は二十六年三月二十一日を指定日として、五ヶ年計画をもつて次の条件をみたすように整備を図ることとした。

(一) 固定化債権又は固定化在庫品を資金化する（再建整備法第四条第一項第一号）

(二) 自己資本不足額を解消する（固定資産と欠損金の合計に限らず組合員資本を持つこと）（法第四条第一項第二号）

(三) 信用事業にかかる経理の信用事業以外の事業にかかる経理への資

金の運用の額が出資予約貯金以外の貯金の百分の一十五に相当する金額と出資予約貯金との合計額をこえない」と（施行令第一條第一号）

四 弁済期が到来して一年以上を経過した債権がなによりも、それがある場合にはばりに相当する担保を供されねくこと（施行令第一條第一号）

政府は右の目標を達成せねばに交付する奨励金、利子補給金を昭和廿年度を期限に次のよつて支給せんとした。

年・次 別	単 協 連 合 会			固定化資金利子補給金 単 協 連 合 会
	増 資	獎 勵	金	
昭和廿六年度	$\frac{8}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{4}{100}$	$\frac{6}{100}$
27年度	$\frac{3}{100}$	$\frac{10}{100}$	$\frac{4}{100}$	$\frac{6}{100}$
28年度	$\frac{3}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\frac{4}{100}$	$\frac{6}{100}$
29年度	$\frac{2}{100}$	$\frac{4}{100}$		
30年度	$\frac{1}{100}$	$\frac{2}{100}$		

単協七十一組合、九連合会を指定

山形県でこの法の指定をうけた組合は単協七十一組合と九連合会である。

。単協(七十一) 作谷沢村、山元村、山辺町、上山町、山形市千歳、東沢村、村木沢村、高檣村、明治村、干布村、宮生村、柏倉門伝村、蔵増村、東村、藏王村、本庄村、山形市鈴川、本郷村、本導寺村、北谷地村、左沢町、白岩町、寒河江町、谷地町、寒河江町南部、七軒村、神町、宮沢村才一、岩野、長沢、東小国村、及位村、西小国村、豊田村、角川村、万世村、中津川村、三沢村、二井宿村、赤湯果樹、梨郷村、山上村、六郷村、吉野、米沢市上長井、和田村、十王村、折居、豊原、津川村東部、同西部、伊佐沢村、白鷗、荒砥町、添川村、手向村、福栄村、西郷村、西田川郡田川村、山戸村、東平田村、大沢村、本楯村、上田村、西荒瀬村、中平田村、南遊佐村、一条村、酒田市、西遊佐村、吹浦村

。連合会(九) 県販連、県購連、庄内購連、厚生連、屋代郷農工連、飽海農工連、田川農工連、村山農工連、協北農工連

三十四年五月現在の適用組合の状況

再建整備法適用組合を昭和三十四年五月現在で目標達成、不達成を分けると次のようになる。

所 地 方 事 務 事 務 事 務	目 標 達 成	組 合
	目 標 不 達 成 組 合	未 決 定
東南 事務山 事務 事務 事務	東沢、西山形、千歳、明治、藏 村木沢、東元、宮生、本 庄、山元、藏王	未決定

不振連合会再建に県令で援助

県養蚕、畜産、屋代郷農工連に適用

不振連合会に対する県費助成施策である「山形県農業協同組合連合会整備促進要綱」と「補助金交付規則」が昭和三十四年十二月に実施となり、県畜産、県養蚕、屋代郷農村工業の三連合会がこの県令を適用された。

この三連合会の再建援助の話しが県政に反映するきっかけとなつたのは三十四年六月、各連合会代表者が県議会農林常任委員会に対し、三連合会は共に多額の欠損金を出し、再建が困難の

西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢才一、協北畜産農工連
最 上	豊田、及位、角川、東小国、西小国、長沢
東 南 置 賜	梨郷、和田、二井宿、赤湯町果樹、宮内町吉野、六郷町、屋代町
西 置 賜	豊原、添川、白鷗、津川村、中津川村、伊佐沢
北 村 山	谷地、漆川東部、同西部、左沢、西川、北谷地
西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢中央、神町、岩野
西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢中央、神町、岩野
西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢中央、神町、岩野
西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢中央、神町、岩野
西 村 山	寒河江市、白岩、寒河江市南部、西川、北谷地
北 村 山	宮沢中央、神町、岩野

状態なので、県で助成の措置を講じてもらいたいと援助方を陳情したのである。その後、中央会、信連、県経済連、庄内経済連が県当局に働きかけた結果、「——整備促進要綱」がつくられ、それにもとづいた県費補助金規則を制定、県費助成が県議会を通過したものである。

要綱によると「この要綱は整備計画をたて、これにもとづいて自主的に整備を行う農業協同組合連合会に対する山形県信用農業協同組合連合会の援助につき、県が助成を行う等の措置により、農業協同組合連合会の整備の促進を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。」とあって、事業の継続に非常な支障を来たさなければ、債務を弁済することが出来ない連合会が、要綱による再建援助を得たい場合は整備計画をたてた上で信連と援助の具体的な内容を協議し、はつきりした援助額を決定、総会の決議を経て、県農政課長、中央会、県信連、県経済連、庄内経済連、県信用共済会の各参考事務所等で構成している整備促進幹事会に附議して検討し、さらに県農林部長と各連合会代表の委員会で承認となれば、関係書類が県に回り、審議会の決定を調査した上で、県知事が認定書を出すことになっている。

県知事認定は計画を樹てた不振連合会の再建整備計画が至当なものであり、この連合会のために信連が行う特別融資金の利子（年九分五厘）全免援助に対しても県費で二分二厘五毛を県信連に助成し、更に県農業信用共済会が二分五厘を補給することを承認するものであつて、「——連合会整備促進要綱」の才六条（助成措置）に「県は、毎年度予算の範囲内で別に定めるところ

により県信連に対し、次に掲げる経費につき補助金を交付する。
才三条才二項の規定により適当である旨の認定をうけた整備計画に従い整備を行う農業協同組合連合会に対し、県信連が融資を行い、その債権の利息を年度内に減免した場合、その利息の一部に相当する経費」

とあるので、ここで初めて不振連合会は再建整備計画に従つて、信連から再建に必要な資金を無利子で借入れて整備が出来る、県独特の措置である。

この要綱で最初に再建整備計画を樹てたのは県養蚕、県畜産、屋代郷農村工業三連合会で、養蚕、畜産の両連合会は昭和三十年一月二十九日、屋代郷農工連は二月一日にそれぞれ臨時総会を開き、再建整備計画を決定、その計画を検討する整促審議会（幹事会、委員会）を二月十五・六の二日間開いて審議したが、県畜産連の再建計画は県経済連から受けとる事業調整に伴う助成金（才二年度以降）の点で県経済連がはつきりした態度を出していなかつたため審議会の決定を保留し、その後の話合いの結果を待つこととしたので、県知事の整促認定が県養蚕、屋代郷農工の二連合会は二月二十四日に行われたが、県畜産連に対しても三月十九日になつて行われた。

県養蚕販売連合会発足

二十三年七月三十一日に設立総会を開き、八月十日設立認可を

うけて発足した。その経過をたどると

。六月十八日設立世話人会。六月二十五日才一回設立発起人会。七月五日才二回設立発起人会。七月九日設立準備会。同日定款作成委員会。七月十六日才三回設立発起人会。七月二十七日才四回設立発起人会。七月三十一日設立総会。八月十日設立認可。八月三十一日設立登記

であるが、六月十八日に山形市城北、県蚕糸業会館会議室で

世話人会を開き、梅津茂右工門（北村山郡長瀬村才五養蚕）、深瀬民吉（北村山郡東根町養蚕）、斎藤四郎（南村山郡山神養蚕）、松田亀次（東村山郡西中野才一養蚕）、鈴木清太（東置賜郡中川村農協）、本間与三郎（西田川郡山五十川南部養蚕）、佐藤信吉（飽海郡尻地養蚕）の七組合長を設立世話人にきめ、才一回設立発起人会を同月二十五日に開催、県養連の目論見書、設立準備会の日どり、設立費等を決定して、着々設立に向って進行中、六月二十九日になって、山形軍政部から県農業協同組合課を通じて、『町村農業協同組合が出来て、まだ日が浅い、内容も充実していないし、一人起ちもむずかしいのに養蚕連を設立することは時期尚早と考えられる。もうしばらく様子を見てから認めることにする』と、県養連設立に軍政部から突然横槍が出て來た。

困惑した世話人等は七月五日に対策協議の才二回設立発起人会を開いた結果、山形軍政部に対し県養連設立の必要性をのべた次のような設立促進の承認願いを英文で提出、陳情するこ

とにした。

山形県養蚕販売農業協同組合連合会設立承認願

私共は、六月二十五日の山形県養蚕販売農業協同組合連合会設立発起人会で別紙の通り設立目論見書を作り、連合会の設立を準備中であります。が、養蚕農業協同組合の設立について私共の考えてまいりました事を申上げまして設立の承認をしていただきたくお願い申し上げます。

一、養蚕農業協同組合の設立についての基本的な考え方

私共養蚕家が設立し、又設立中であります単位の養蚕農業協同組合は、世界が生糸を要求しております需要に応ずるため共同催青、共同飼育、共同桑園等の共同労作で、又優良蚕種を選び、輸出生糸生産のための最適な原料繭を能率的に、然も生産費を引下げて生産するための生産協同体として部落単位に二〇人—三〇人集まりまして非出資の組合として設立して來たのであります。

ところが私共の生産する繭は、輸出生糸を生産する原料繭なのであります。世界の需要に応ずるためにには、以上の組合で生産しただけでは、非常に価値が低いものなのであります。

即ち輸出の最小単位の生糸の一荷口は十俵（生糸一六〇貫）でありまして、その十俵の生糸を製造するための原料繭一、二〇〇貫乃至はその品質が齊一でなければならないのであります。

そのためには、一人一人の養蚕者が二〇貫或は三〇貫と生産した繭が集荷され荷口が調整され生産された原料繭が輸出生糸生産のための原料繭として価値を高め販売されなければならないのであります。

その荷口を調整し価値を高め販売する役目をうけもつのが養蚕農業協同組合の連合会になるのですから、養蚕農業協同組合は世界の需要に応ずる原料繭を生産する眞の私共の生産協同体であり、その連合会は生産された原料繭を需要に応ずる販売品としての価値を高めて販売する協同組織なのであります。この二つの組合が設立され初めて私共の組合設立の目的が達せられるのであります。

なお、繭は一般農産物と異り、生産された全数量は輸出生糸製造の原料なのであります。その処理は即ち荷口の調整集荷技術、運搬乾燥保管は速かに、然も特別な処置と合理的な方法を以てなされなければならぬのであります。

そこに業種別組合たる養蚕販売農業協同組合連合会が、他の販売組合と別個に設立されなければならない理由もあるのであります。

二、経済的な面について

私共は、今後の農家經營の面から又一戸一戸の農家の現金収入の面からも、養蚕業が益々重要になつてくると思って居ります。

又私共養蚕家の経済的な向上は繭価格の引上げによりつては望めないのであります。将来は生産した繭、及副糸類はこの連合会で加工され商品価値が高められなければならないのであります。

又経済的向上のための団体協約も連合会でなされなければ力が弱いものになります。

三、蚕糸業の統制面について

養蚕業は今その生産、供出、又は蚕種の配給にしてみな統制されて居ります。

然もその統制機構には眞の養蚕者の代表が民主的に選出されて居らないのであります。一方的におしつけられている状況であります。

そこで私共の組合で民主的に選出した代表を統制機構に出し私共の意見も十分とり入れていただきたいと思うのであります。

そうしなかつたら輸出品生産のための統制も十分に機能を發揮できず然も養蚕者は統制の害だけを蒙ることになるのであります。

四、世界需要と生産の即応態勢について

繭は生糸の原料であり、生糸は輸出品なのでありますからその生産は世界の纖維の改良発達と世界の生糸に対する需要の希望とに常に応じて改良され、生産されなければならないのです。

そのためには、先づ世界の纖維状勢が一人一人の養蚕家迄報道され又蚕品种の改良も養蚕の飼育方式も繭の取扱も之に即応しなければならないのであります。

即ちそのために活潑に速にこれらの事柄が実行にうつされなければならないのであります。

そのためには養蚕者の団体でなければならないことは過去の農業団体が実例を多く残して居ります。

養蚕業がその他の面のために結極において粗害されて来た面が余りにも多いのであります。

私共は以上の様な考え方からして一日も早く山形県養蚕販売農業協同組合連合会を設立し私共の理想とする私共の協同組合としたいと思ふのであります。

昭和二十三年春繭は農業協同組合法による私共の団体が設立されていないので自主的に申合せた団体で今取扱つて居るのであります。

而して八月になれば次の繭が又生産されるのであります。

でありますから私共は、直に連合会を設立したいと思つて居るの

生産協同体である養蚕農業協同組合と販売組合である養蚕販売農業協同組合連合会は一つの楯の両面的なものでありまして、私共の組合の設立のための負担は唯無意味な負担でなく、私共の共同の利益のための負担であり当然の事なのであると思って居ります。何卒私共の念願を御了承下さいまして山形県養蚕販売農業協同組合連合会の設立について御承認下され度お願い申上げます。

昭和二十三年七月五日

山形県養蚕販売農業協同組合連合会

設立発起人代表

長瀬村才五養蚕農業協同組合理事 梅津 茂右工門

山形軍政司令官殿

県養連設立発起人代表梅津茂右工門氏は斎藤四郎氏と県農協課員と同道して七月七日朝、山形軍政部に出頭、承認願いを提出し、さらに設立の事情を説明したところ、軍政部も梅津代表らの熱意に動かされ、たちまち設立に同意したばかりでなく、全養蚕農家のために急いで設立するよう代表らを激励、八日には繭取引き、乾繭検定、蚕種製造状況を視察する等梅津氏を感じさせた場面もあった。

その後の設立手続きはとんとん拍子に運んで、七月三十一日の創立総会開催となつたのである。

設立責任者氏名
(印は定款作成委員)

発起人代表長瀬村才五養蚕農業協同組合理事。梅津茂右工門、発起人山形市農業協同組合理事尾関芳男、山神養蚕農業協同組合理事。斎藤四郎、小立養蚕農業協同組合理事荒井福蔵、成生村農業協同組合理事

押野豊太、明治村農業協同組合理事。松尾久藏、西中野才一養蚕農業協同組合理事松田亀治、宮宿町養蚕農業協同組合理事。岡崎吉郎、高松村養蚕農業協同組合理事鶴田太平、大谷村養蚕農業協同組合理事白田要右工門、山口村農業協同組合理事鈴木治兵衛、小田島村農業協同組合理事前田新次郎、東根町養蚕農業協同組合理事深瀬民吉、舟形村養蚕農業協同組合理事戸塚富治、真室川村養蚕農業協同組合理事小野喜久治、中川村農業協同組合理事。鈴木清太、沖郷村養蚕農業協同組合理事佐藤万蔵、十王村養蚕農業協同組合理事安部多門、荒砥町養蚕農業協同組合理事鈴木忠吉、押切村農業協同組合理事菅原長之助、山五十川南部養蚕農業協同組合理事。本間与三郎、尻地養蚕農業協同組合理事佐藤信吉

定款作成委員には右の七氏のほかに丸川儀兵工(蚕桑村養蚕)、佐々木作蔵(萩野村農協)の両氏がなつた。

昭和二十三年七月設立総会

県養蚕販売農業協同組合連合会の設立総会は昭和二十三年七月三十一日午前十時から山形市城北の県蚕糸業会々議室で開催して、議事を決定、初の役員を選挙した。

一、名称——山形県養蚕販売農業協同組合連合会

二、地区——山形県の区域とする

三、事務所——主たる事務所を山形市七日町字東前六一〇の三におき、必要に応じ從たる事務所をおく

四、会員の資格——この連合会の地区内にある組合で左にかかげるものは会の会員となることができる

(+) 養蚕農業協同組合又は連合会(正会員)

(二) 農業協同組合又は同連合会にしてオ二条の規程に依る事業を行ふもの（正会員）

(三) 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの（準会員）

五、出資一口の金額 五百円

六、出資の払込方法 全額一時払込

七、賦課金 必要に応じ賦課金を課するものとする

八、事業

(一) 会員の生産する繭及生糸その他副産物の運搬、加工、貯蔵又は販売。(二) 会員の指導連絡に関する事業。(三) 前各号の事業に附帯する事業。

九、理事

(一) 理事十一名、任期二年、内、会長一名、常務理事一名を互選する、

会長、常務理事は原則として常勤する。(二) 監事三名、任期二年（設立当時の理事及監事はオ一回通常総会に於て改選する。）

この連合会に参事、会計主任、其他職員を置くことができる。

十、剰余金処分並びに損失の分担

(一) 每事業年度剰余金の十分の一以上を準備金として積立てる。準備金の額は出資総額と同額以上とする。(二) 教育資金として剰余金の二十分の一以上を翌年度に繰越し教育事業の経費に充てる。(三) 尚残金のあるときは特別積立金を積立てる。(四) 配当金は次の如くする。1. 払込済出資金に対する配当年五分以内とする。2. 会員の事業利用分量に対する配当は年々総会に於て決定する。3. 連合会の財産を以て債務を完済することが出来なかつた場合における会員の損失負担の割合は出資金額に止まるものとする。

設立総会議案

オ一號 山形県養蚕販売農業協同組合連合会定款並に役員選挙規程決定

オ二號 山形県養蚕販売農業協同組合連合会オ一年度事業予定計画並事業収支予定計画承認

オ三號 借入先並借入金最高限度額決定の件、借入先は理事に一任するものとする

借入最高限度額金五百万円とする

オ四號 経費賦課金徵收方法決定

賦課徵收方法、供出上繭一貫匁に付金一円とする

徵收時期一十一月三十日（夏秋產繭）

オ五號 オ一年度役員報酬決定

オ一年度役員報酬金十七万円とする

オ六號 創立資消却方法決定

創立費金二十万円はオ一年度事業収入金を以て銷却せんとする

オ七號 農林中央金庫並山形県信用農業協同組合連合会及系統機関加入

農林中央金庫並山形県信用農業協同組合連合会及系統機関
に入る」とす

オ八號 余裕金預入先銀行決定

山形県内にある両羽銀行本支店、安田銀行支店、庄内銀行本支店、
日本勧業銀行支店にせんとす

役員の移動

歴代会長の略歴

梅津茂右工門

(初代会長) 本籍、東根市大字長瀬九一八、長

昭和二三・七三一(設立当時)											
監事	タク	タク	タク	タク	タク	タク	タク	タク	タク	タク	タク
金菅松原(明治養蚕)	佐々木(秋野養蚕)	佐々木(西荒瀬尻地)	安藤(十王養蚕)	深瀬(東根養蚕)	佐々木(沖藤養蚕)	岡崎(吉郎)	松田(東根養蚕)	佐藤(甚蔵)	斎藤(甚蔵)	深瀬(民吉)	佐藤(信吉)
(西根養蚕)	(甚太郎)	(明治養蚕)	(西瀬尻地)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)	(吉郎)
山菅松尾(菅原監事)	尾関(芳男)	佐藤(万蔵)	佐藤(万蔵)	佐藤(万蔵)	佐藤(万蔵)	佐藤(万蔵)	佐藤(万蔵)	佐藤(萬藏)	佐藤(萬藏)	深瀬(民吉)	高橋(橋)
(口上山西郷仲)	(山形)	(山形)	(山形)	(山形)	(山形)	(山形)	(山形)	(横山)	(横山)	(山口忠雄)	(熊次郎)
小林鈴木(松太郎)	山口(文浦)	佐藤右仲	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	深瀬(民吉)	高橋(橋)
小林(松太郎)	大津(高瀬哉)	尾形(勝哉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	佐藤(信吉)	深瀬(民吉)	高橋(橋)
山小林(三沢養蚕)	小林(口啓)	尾形(勝哉)	岡崎(吉郎)	岡崎(吉郎)	佐藤(文治)	佐藤(文治)	佐藤(文治)	佐藤(文治)	佐藤(文治)	森(直太郎)	高橋(橋)
渡辺(宇右工門)	山口(啓次)	小林(松太郎)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川(西荒瀬市)	高橋(橋)
渡辺(宇右工門)	山口(啓次)	小林(松太郎)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川俣(西荒瀬市)	川(西荒瀬市)	高橋(橋)
二四・五一・三一(オーフ通常総会)											
二六・六・六(オーフ通常総会)											
二七・五・三一(役員全員辞職による)											
二九・五・二四(オーフ通常総会)											
三三・五・二四(オーフ通常総会)											
三五・五・二六(オーフ通常総会)											

年自宅で農業に従事する一方、地元の農業団体に関係、旧県農業会資産処理委員を勤め、昭和二十三年三月、北村山郡長瀬村農協組合長、四月、同村才五養蚕農協組合長に就任、同年八月

に県養蚕販売農協連合会の初代会長に当選、翌二十四年五月、理事に再選されたが会長を安部多門氏に譲った。

安部多門氏（才二代会長）明治二十三年三月十四日、西置賜郡白鷹町大字十王二一、二一七の生れ、大正九年一月、十王村役員に入役、同十三年六月、同助役をつとめ

て、十四年、村議に当選、昭和四年十一月に十王村長に就任した。県議会議員になったのは昭和九年五月の県議補欠選に当選してからで、十年九月、再び県議になり、十四年九月、県議を退くと、十六年五月には一転して米沢市役所に就職して、厚生課長、庶務課長、総務部長を歴任して、二十一年二月には市助役となつた。二十二年四月、再び十王村に帰り、二度目の村長を引き受け、翌二十二年四月に才三回目の県議会議員に当選、二十三年七月、県養蚕連設立総会で理事となり、翌二十四年五月、理事に再選されて才二代目会長となつた。

高橋熊次郎氏（才三代会長）

氏の養蚕連会長は昭和二十六年

五月から三十二年五月まで前役六年間、三回におよぶもので、県政界の長老として、大会長をうたわるものである。氏の出生地は福島県信夫郡瀬ノ上町字本町七八で、明治十三年九月二十四日、醤油醸造業家戸栄太郎氏の二男として生れ、一橋高商を三十六年卒業、北米、セントルイス市のブライアント・ストラ



ットン、ビジネスカレッジに学び、三十九年三月帰朝、十月に上山市の高橋宰橋家に入夫した。氏の二十六才の時であり、四十一年、県立師範学校教授嘱託となり、大正二年に南山村郡畜産組合を組織し組合長になり、三年十月、高橋農園の經營を始め、六年、南山村農会議員に当選、幹事、副会長から昭和二年三月から十八年十一月まで、前後十七年間、郡農会長をつとめた。また大正十二年十二月には上山製乳販売購買利用組合を組織して組合長、昭和五年三月、帝国養蚕組合議員、六年三月南山村郡養蚕組合長になる等農業の各分野に関係、二十六年五月には県養蚕連理事となり、才三代目の会長に就任した。その後会長に推されること二回、帝国蚕糸組合議員、全国養蚕連常任理事、中央蚕糸協会常任理事、山形県農業委員会協議会長、全国農業委員会理事、全国農業会議所理事、東北地区農業会議会長等になつた。

氏を有名にしたのは雄弁の政治家「高熊」で、衆議院議員（政友）の席を占めること七期、二十二年にもおよび、中央、地方政界に重きをなした。最初の議員は大正六年七月の上山町議員（三十七才）で、八年県会議員、十年上山町議、十二年県議を経て、大正十三年五月（四十四才）で最初の代議士に当選、昭和三年、七年、十一年、十二年と連続して当選、六年十二月には犬養政友会内閣の外務参与官に任せられた。十六年九月の翼賛選挙にも当選したが、二十二年十二月、公職追放令に触れて氏は多年の政治生活から一旦は離れたが、二十五年追放令が解除となると再び政界に復帰、自由党山形県支部顧問

となり、翌二十六年には県養蚕連会長に推され、三回、会長をつとめて、二十九年十月三十日、上山市の初代市長に迎えられたが、三十二年十一月十三日逝去した、享年七十八。

深瀬民吉氏（オ四代会長）

明治四十三年八月六日、東根市大字東根甲二五二の生れ、昭和四年三月、県立村山農学校養蚕科卒業、福島県繭検定所助手、北村山郡農業組合養蚕実行組合指導員、北村

卒業、福島県繭検定所助手、北村山郡農業組合養蚕実行組合指導員、北村山郡農会技手、県農業会技師となり、

二十一年四月、県農業会北村山支部農産課養蚕係長、二十二年五月三日、県議会議員に当選、同年六月、県蚕糸業会理事、二十三年、東根町養蚕農協理事から県養蚕連理事に当選、二十四年、二十六年、二十七年と連続当選、二十九年、五回目の理事就任とともに養蚕連副会長に互選され、三十二年六月、高橋熊次郎氏の後を襲い、会長となつたが、三十五年六月の会長互選でも再び会長に推された。その間、二十六年五月には再び県議となつた。

主 要 職 員

参考 総務部長 豊後銀治 会計主任 関野英二

業務部長 神保 功



庶務係長丸子みさ、会計係長結城広、指導係長永岡梅次郎、資材係長鈴木辰雄、山形支部長山川光雄、東村山同阿部茂雄、西村山同東海林良司、北村山同大場恒太郎、最上同鈴木亮三郎、東南置賜同斯波芳雄、西置賜同新野圭文、庄内同有路清一郎

豊後銀治参事

明治三十三年十一月二十七日、新庄市五日町一

四六の生れ、大正三年春、福島県立蚕業学校専修科を卒業、同十四年山形県蚕業試験場桑樹栽培指導者養成所を卒えて、同年西置賜郡鮎貝村農会技手、県養蚕業組合連合会書記兼技手、さらに同会の幹事兼技手となり、十八年、県農業会養蚕課長となつた。二十一年三月には県農業会常務理事に就任、それと同時に日本蚕糸業會議員、県蚕業技術員協会々長、県桑苗協同組合監事、県蚕糸株式会社取締役理事、県蚕糸業会常務理事、県蚕種協同組合理事等およそ県内の蚕糸界のすべての役どころを一手に掌握、二十二年一月二十五日には県農業会常務理事のまま蚕糸部長事務取扱いを兼ね、県農業会の末期、二十三年三月には県養蚕協會々長、四月、日本養蚕協會監事に就任のかたわら、県養蚕連設立を引きうけ、二十三年七月に県養蚕連が設立されると同時に参事に就任した。他の連合会が参事を任命したのは可なり後年のことで、二十三年の連合会発足と同時に参事になつたのは豊後氏ただ一人である。

会員及び役職員数

出資金

(単位円)

区分 年度	会員	役員	職員	年 度	出資金
才 1 年 度 (23 年 度 末)	389	14	69	才 1 年 度 (23 年 度 末)	5,039,000
才 2 年 度 (24 年 度 末)	449	13	64	才 2 年 度 (24 年 度 末)	5,287,500
才 3 年 度 (25 年 度 末)	471	13	64	才 3 年 度 (25 年 度 末)	5,313,000
才 4 年 度 (26 年 度 末)	470	14	57	才 4 年 度 (26 年 度 末)	5,313,000
才 5 年 度 (27 年 度 末)	468	11	54	才 5 年 度 (27 年 度 末)	5,610,500
才 6 年 度 (28 年 度 末)	459	10	50	才 6 年 度 (28 年 度 末)	5,819,000
才 7 年 度 (29 年 度 末)	442	11	52	才 7 年 度 (29 年 度 末)	6,345,000
才 8 年 度 (30 年 度 末)	421	12	52	才 8 年 度 (30 年 度 末)	7,273,000
才 9 年 度 (31 年 度 末)	381	12	52	才 9 年 度 (31 年 度 末)	8,103,000
才 10 年 度 (32 年 度 末)	327	12	50	才 10 年 度 (32 年 度 末)	9,079,000
才 11 年 度 (33 年 度 末)	313	12	50	才 11 年 度 (33 年 度 末)	10,099,000

繭価格及び掛目

(単位一貫目当り)
()内は掛目協定)

県下養蚕状況

区分 年度	春蚕	初秋蚕	晚秋蚕	平均	区分 年度	飼育農家数	収繭高
23 年 度	円 卍	円 卍	円 卍	円 卍	26 年 度	戸 30,670	貢 1,150,822
24 年 度	633.30	777.80	1,791.64	1,057.50	27 年 度	戸 1,180,024	貢
25 年 度	867.58	1,376.85	1,282.49	1,175.64	28 年 度	戸 32,748	貢 1,237,315
26 年 度	1,438.40	1,222.59	1,667.80	1,442.93	29 年 度	戸 32,649	貢 1,378,582
27 年 度	657.20 (10,300掛)	1,723.00 (11,000掛)	1,846.50 (11,500掛)	1,408.90	30 年 度	戸 32,542	貢 1,142,483
28 年 度	1,872.00 (12,030掛)	1,709.00 (11,380掛)	1,879.00 (12,329掛)	1,820.00	31 年 度	戸 32,244	貢 1,341,366
29 年 度	1,409.00 (9,020掛)	1,601.00 (10,300掛)	1,579.00 (10,200掛)	1,529.67	32 年 度	戸 31,221	貢 1,343,896
30 年 度	1,536.00 (9,780掛)	1,551.00 (9,970掛)	1,444.00 (9,195掛)	1,510.34	33 年 度	戸 30,034	貢 1,304,594
31 年 度	1,572.50 (9,585掛)	1,396.90 (8,985掛)	1,508.10 (9,405掛)	1,492.50			
32 年 度	1,530.73 (9,465掛)	1,379.25 (9,000掛)	1,438.85 (9,150掛)	1,449.60			
33 年 度	1,448.00 (8,750掛)	1,120.00 (7,120掛)	1,120.00 (7,120掛)	1,229.34			

蚕種取扱高

(単位 g)

年 度	取 扱 高
23 年 度	1,298,428
24 年 度	1,116,559
25 年 度	1,195,155
26 年 度	1,090,000
27 年 度	1,117,965
28 年 度	924,955
29 年 度	910,475
30 年 度	861,765
31 年 度	852,260
32 年 度	984,175
33 年 度	

財産目録

(単位円)

区分 年 度	資 産	負 債	差引純財産
オ 1 年 度 (23年度末)	19,685,999	14,307,078	5,378,921
オ 2 年 度 (24年度末)	15,534,816	9,920,169	5,614,647
オ 3 年 度 (25年度末)	16,151,644	9,982,223	6,169,421
オ 4 年 度 (26年度末)	20,791,721	14,123,913	6,667,808
オ 5 年 度 (27年度末)	25,845,472	20,032,448	5,813,024
オ 6 年 度 (28年度末)	26,418,117	20,392,329	6,025,788
オ 7 年 度 (29年度末)	34,785,789	28,175,683	6,610,106
オ 8 年 度 (30年度末)	36,936,314	30,310,043	6,626,271
オ 9 年 度 (31年度末)	40,888,333	32,779,266	8,109,067
オ 10 年 度 (32年度末)	45,383,423	42,285,070	3,098,353
オ 11 年 度 (33年度末)	27,547,715	24,431,664	3,116,051

繭取扱量及び収益

区分 年 度	繭取扱量 貫	収 益 円
23 年 度	712,923	19,187,972
24 年 度	751,162	20,649,286
25 年 度	824,505	26,574,083
26 年 度	723,115	26,142,553
27 年 度	858,650	23,931,423
28 年 度	854,089	27,824,713
29 年 度	872,060	25,856,781
30 年 度	815,908	27,033,872
31 年 度	850,670	25,293,178
32 年 度		26,370,769
33 年 度		

購買品売上高

年 度	売 上 高 円
25 年 度	14,628,603
26 年 度	16,028,799
27 年 度	21,364,918
28 年 度	35,760,792
29 年 度	61,326,626
30 年 度	79,023,774
31 年 度	86,219,630
32 年 度	89,227,326
33 年 度	43,603,669

金上製糸の解散で
698万円の欠損

貫)に達したものである。

この団体協約によつた協同販売で、東置賜郡宮内町の多勢金上製糸株式会社には年々約二十六万二千五百キロ(七万貫)余を取引きしたのであるが、同会社は昭和三十年十二月十三日に経営不振のために突然解散してしまい、県養連に支払わなければならぬ、この年販売の晩秋繭四万三千七百四キロ九七五グラム(一万一千六百五十四貫六〇匁)の繭代精算金百九十五万二千八十九円と集荷指導費三百八万九千九百六十六円、合計五百四万二千五十五円を未払いにしてしまった。

この金上製糸の倒かいは県養連に大きな痛撃を与え、金上製糸を相手どり、山形地方裁判所に繭代金と集荷指導費支払い請求の訴訟を提起し、約半年にわたり法廷で争つた結果裁判所は県養連の請求を全部認め、同年七月三十一日、金上製糸は県養連に五百四万余円全額を延滞損害金とともに支払うべしとの判決を云渡し、県養連の勝訴となつたのであつたが、しかし解散した金上製糸には一毫の支払い能力もなく、清算も出来ない状

三十四年度下半期から再建整備へ

山形県の養蚕収入は約二十億円に上り、農家の現金収入の面で、農業經營上きわめて重要な地位を占めている、県養連は飼育から販売まで一貫した指導に当り、殊に販売面では団体協約による共同販売を強力に推進して来た結果、その取扱い量は県総生産繭量の約六三%、三百十八万五千キロ(八十五万

態であったので、訴訟で勝った県養連には全然支払われず、生産者との板ばさみとなつた県養連では己むを得ず金上製糸に代つて、繭代金百九十五万二千余円を生産農家に立替え支払いをすませて、その後も引き続き金上製糸対策に腐心したが、ラヂがあかず、この未収債権を欠損金として処理することになり、このために県養連では昭和三十三年度の決算で次期(三十四年度)繰越欠損金六百九十八万二千九百四十九円を計上するようになつてしまつた。県養連には金上製糸問題のほかに、昭和二十三

年夏の設立当時に県農業会から引継いで所有していた長井市山形県加工繊維織物株式会社への出資金三十万円も同社の解散の飛ばつちりをうけて遂に分配されないことになり県養連では三十二年度の決算で、欠損処理する等のこともあり、県養連の経営に大きく響く問題が相次いで発生したのであった。

欠損金の処理については特別委員会を設け、鋭意償却につとめる一方、県に対して指定寄附願い下げの請願を行うとともに、三十四年六月には県議会に対しても、金上製糸問題等をあげて、生産者に立替え払いした繭代金分百九十五万円に対する県費の援助措置等を講じられたと運動したのであった。指定寄附というものは村山市樋岡の県繭検定所が行つてゐる繭検査経費に対する県養連の負担金であつて、願下げの請願は認められず百九十八万六千円を納入することになり、金上製糸からはその後も支払いがなく、その上、折悪しく養蚕業の不振に出合う等、県養連の計画した償却案も非常に困難なものとなつて来たので三十四年度以降徹底した再建整備にふみ切つたのである。

県中央会の經營分析結果 により再建整備計画樹立

その手はじめに行われたのが三十四年七月九日から二日間、県中央会の皆川經營監査部長、斎藤監査士等の手による經營分析検討であつて、その結果次のような意見が深瀬県養連会長にもたらされた。

① 組織関係

- (1) 現在の総合単協および部落養蚕農協からなつてゐる会員の組織体系は、早急に総合単協一本化に整備することが必要である。
(2) 支所配置、販売部門担当職員の配置については再検討の要がある。

② 事業体制

- (1) 蚕繭集荷販売の事業体制は表面、共販体制のようであるが、実質的には単なる販売あつせん的な内容にすぎないと考えられるから、これを名実ともに農協の無条件委託共同販売体制に改められたい。

③ 財務

- (1) 会の財務実態および事業状況から見て、少くとも今後、一千万円程度の増資が必要である。
(2) 収益債権の回転につき、極力その効率化を図られたい。
(3) 繰越欠損金は大きいものではないが、反面自己資本に対する毀損度は約六〇%を超え、資本不足による經營難を一層助長している。従つて他人資本依存の資金調達は会の運用資本コストを平均一四、一%と極めて高いものとしており、經營的にも到底資本原

価の維持すらも困難な状態であるから、(イ)について強力な計画的合理化を期するとともに調達資金コストの低減を図ることが肝要である。

(4) 経営

營

(イ) 経営の大宗が販売手数料に依存する点から見ても、その重点を農協本来の共同販売体制の確立と合理化におき、技術指導はこれを支える附帯事業として行うよう経営方針の変更を検討されたい。

(ロ) 購買事業については職員総数の約二三%、運用資本の約三八%を投入し、しかもその資本回転、労務能率、収益率はいちぢるしく低く、全体経営にとって大きなブレーキとなっているので、購買事業体制の根本的な改革に留意されたい。

其 他

(イ) 毎年会が支出負担している県に対する検定供用繭三者抽出経費分担金については、会の財務、事業運の早急な整備を必要とする現段階から見て、今後、これが支出負担の全廃または減額の措置をとられることが必要である。

このような中央会の経営分析結果の意見に従い、県養連では直ちに事業推進整備計画案を樹て、各郡農協組合長会から推選された組合長で特別委員会を設け、さらに県農政、蚕糸両課、中央会、県信連の指導をうけ、熱心に研究、審議を続け、三十四年九月三十日を指定日とした「山形県農業協同組合連合会整備促進要綱」と「補助金交付規則」にもとづいて整備計画の設定を決定したのである。

連合会整促要綱によつた整備は県畜産連、屋代郷農工連とと

もに三連合会であるが、県養連では三十五年一月二十九日、県農協会館に整備計画設定のための臨時総会を開き、計画案をきめ、昭和三十八年三月末（三十七年度）まで四年間にわたる再建に出発した。

総会で決定した整備計画は二月に県知事の認定を得て補助金交付規則を適用され、県信連からの整備借入金七百二十万円は四ヶ年々賦で償還するが、その間の利子百三十一万二千円は全免されることになった。

整備の主なるものは職員五十三名を四十八名に減少、内部体制、事業体制（各部門方策、財務の健全化方策）を整備し、収益をあげて、才一年度（三十四年）九月末日の指定日現在の繰越欠損金七百二十二万五千円を才一年度末には五百五十五万円、才二年度（三十五年度）末に三百八万六千円、才三年度（三十六年度）末に百二十八万八千円にまで繰越欠損金を減らし、才四年度（三十七年度）末には欠損金を全部消して、さらに五万二千円の剩余金を得ようとするものである。

なお、この年度内の増資計画は指定日当時の払込済出資金一千十四万四千円（自己資本不足額三百五十四万円）を三十四年度末には一千百二十四万四千円（自己資本不足額四十二万二千円）、三十五年度末には出資金一千二百四十四万四千円（才三百八万一千円）、三十六年度末には一千三百九十四万四千円（才六百二十万四千円）とする計画である。

整備促進要綱の適用受けて

再建に起ちあがる屋代郷農工連

東置賜郡高畠町大字竹の森四〇、屋代郷農村工業農業協同組合連合会（略称、屋代農工連）（会長理事島津一郎氏）は昭和二十三年八月の設立だが、この連合会も「山形県農業協同組合連合会整備促進要綱」によつて、整備借入金の利子を県信連から全免され、再建に起ち上がつた一つの例である。

屋代農工連の会員は果樹地帯の屋代、高畠、二井宿、亀岡、糠野目、和田、上郷の七農協で、地区内生産の桜桃、桃、洋梨等果実のカン詰製造販売と、醤油、搾油の委託醸造とを行つて來た。製造技術の点では毎年改善を加え、新庄市の農林省農村工業指導所の指導をうけ、加工原料の果実は地区内はもちろん、村山地方のはか、福島、宮城等からも入手して、発展した。殊に最近のカン詰ブームの波に乗つてここでの工場の製品は東京方面から好評を博したのであつたが、経営面での不手際、売却先の倒産による債権の貸倒れ、製品の大量在庫、欠損金の増による金利の重圧、その上在庫処分すれば業界の経済変動期に会つて製品が暴落して、損害を上塗りする等悪条件が重り合ふを計上せざるを得なくなつたのである。

昭和二十三年の設立以来剩余金を出したのは二十三年度の四

万六千円、二十八年度の十万二千円、三十年度の二十三万五千円、三十一年度の二百二十万円であったのに對して、他の七ヶ年度は欠損金を生じた。特に二十九年度、四百二十五万円、三十二年度、一千一万八千円、三十三年度、六百五十二万九千円等と重ねて、三十四年九月現在には遂に二千九百余万の大赤字となつた。たまたま昭和三十二年度末（三十三年三月末）現在で一千九百五十八万八千円からの繰越欠損金を出し、さらに在庫品の処分損として約五百万円の欠損金を重ねる事態に狼狽した島津会長らは会の再建方策について県信連に援助方を申しこむとともに、三十三年度に入ると、県中央会、県農業信用共済会等の手で経営分析を行い、赤字の原因を究明する一方、真剣な再建、改善方策に着手したのであつた。

しかし、その効果がなかつたばかりではなく、三十四年度に入つて、繰越欠損金は二千六百十一万七千円、外に東京、丸栄酒店の二百八十四万円の詐欺事件、川上貿易の加工代未払い等を加えて、赤字の屋代農工連をいよいよ苦境に追いつめたのである。

その当時、県信連が屋代農工連に貸付けた金の残額は六千五百六十万円に達し、屋代農工連自身の力で再建することが至難となつたばかりか、融資を続けた県信連側の問題でもあり、欠損金の完全解消を目指す抜本的な経営改善と、強力な関係機関の援助とが必要となり、三十四年七月、県信連、中央会等の手によつた再建築が県の協力で実施されるにいたつた。

危機に立つ屋代農工連をひどい目に会わせた東京、丸栄酒

店の詐欺事件の詐欺漢を知るには昭和三十五年二月十一・十二の両日、各新聞を賑わした次の記事がある。

手配の日下部逮捕、カン詰二百万円詐取

(二月十二日付読売新聞山形版)

二百余万円の取込み詐欺で山形署から全国指名手配中の京都市生れ、住所不定、無職日下部英次郎（五六）は十日夜、東京都新宿区東大久保二ノ八昌美荘アパートで山形署員につかり、十一日身柄を同署に移された。

調べによると、日下部は東京都板橋区稲荷台一四に有限会社「マル栄酒店」名の無登録幽霊会社を作り、食料品の仕入販売で知り合った東京都千代田区神保町、全国農村工業連合会常務理事江島次郎氏（六五）にカン詰の取引きをしたいから適當な製造業者を紹介してくれと頼んだ。

江島氏は詐欺とは知らず、三十四年六月ごろ、山形市松原四〇一古頭カン詰会社代表取締役古頭与之助氏（六五）と会い、桃、梨のカン詰の取引きを申し込み、同年八月、江島氏は日下部を伴つて古頭氏と会い、日下部名儀の不渡約手二枚（額面合計四十万九千余円）を前払いにして信用させた。古頭氏は三十四年七月二十五日から九月二十五日まで前後四回、桃、梨等のカン詰、一千六百六十三箱、二百一十万四千九百七十六円をマル栄酒店あてに送ったが、日下部は代金を支払わず、十月ごろから行方をくらました。

日下部は「河野一郎も友だちで子分を使つてやつている、山梨中央銀行の千代田支店（東京）にはいつも二千万円以上の預

金がある」と出たら目を云つていた。（以上は新聞記事の全文）この男、日下部は新聞に掲載された被害者山形市の古頭氏を舌三寸で丸めこんだと同じ頃、江島氏のあせんという手口で、すっかり、島津会長を喜ばせ、工場製品のラフラン、桜桃、白桃のカン詰（価格三百十二万五千五百二十円）を約束手形五枚で詐欺したものである。島津会長は日下部の空手形と知つて、あらゆる手段を講じたが、受け取ったのは僅かに二十八万円にすぎず、残り二百八十四万五千五百二十円はそれもなく、川上貿易会社の加工未収金残額十一万五百六十六円と共に回収見込みなしとあきらめ、損失金の中に計上していたのである。

屋代郷農工連の財務内容を検査

さて、県信連、中央会とともに屋代郷農工連の再建援助に乗り出した県では三十四年十二月十四日から十七日まで農政課の宮林弘、佐藤幸治両主事の手で屋代郷農工連の財務内容検査を行つた。同年九月三十日を検査基準日とした検査結果によると繰越欠損金二千六百十一万七千九百五十七円にさらに三十四年度上半期仮決算の結果、三百四十八万九千二百十五円の欠損を見せたので、欠損金の総額は二千九百六十万七千円となつていることがわかつた。

巨額の赤字の原因としては、経済事情の変動による影響もあるが、販売代金の回収不能額が大きな割合を占めている。整備を固めるためには自主的な意欲を持って業務運営上の阻害要

件の排除、経営の合理化等を関係機関の協力を得て抜本的な対策をたて、これを強力に実施する以外にないと忠言し、主な損失となった①受取手形中、丸栄酒店の二百八十四万五千五百二十円の不渡り、②川上貿易株式会社の加工未収金残十一万五百六十六円の二件は回収見込みなしとして、両者を貸倒れ引当ての対象にした。

島津会長、引責辞意を表明



(島津一郎会長)

この検査結果は連合会整備促進要綱にもとづく屋代郷農工連の再建整備着手となり、同連合会は十二月から一月にかけてしばしば役員会を開き、熱心な再建策が論議されたが、島津会長は役員会で引責辞意を明かにし、氏に代って安藤畠五郎氏（高畠）が会長に就任し、また再建に協力のため県信連から出向した高橋秀夫貯金課長と阿部五郎の両氏を再建専従職員にし、高橋氏を屋代郷農工連の参事として一切の処置を県信連の手に求めること等がきました。

検査結果と整備計画について協議

役員会のうち昭和三十五年一月十八日の役員会には県から當場主査、宮林主事、県信連枝松常務理事、山口業務部長、中央会の皆川経営監査部長も出席して、県の検査結果、整備計画について真剣な協議をつづけた。この役員会の主な問答は次の通

りである。

A 丸栄酒店の債権回収の見透しはどうか。

島津会長 県信連のあっせんで中金の山本調査役を介して督促したが、保証人の財産が十一月二十四日付で名儀換えになつており、回収の見透しはない。

B 川上貿易のものは販売代金か。

会長 蜜豆のカン詰であるが、品質の点で引合いにならず、川上貿易の職員が引取り、他に転売したものである。工場では

川上に売ったつもりでいるが、川上ではその職員をクビにしているので責任を負わないと云つているのである。

C 十一月に役員会をやつた時、丸栄酒店から金が入ると云つたではないか。

会長 自分は欺されていた。

D 会長はこれに対しても責任をとるつもりか。

E 会長 責任をとる、工場には迷惑をかけるつもりはない。

丸栄酒店の分は県の検査結果では貸倒れ引当金に計上しているが、県は欠損金として認めるのか。

A 丸栄酒店の分はその発生原因から見て、簡単に損失に計上すべきではない。島津会長が最終責任をとることにして、回収するものは回収し、工場に損失として持ち込まないことにすべきだ。

会長 丸栄との取引きは全国農村工業連合会の江島次郎氏の保

証で、大丈夫だと云うので取引きしたのであった。欺されたことながら責任を痛感し、会に与えた損失は理事全員に代り、自分単独で負担する考え方もあり、また会長も辞したい。

枝松信連常務理事 信連ではあす十九日（一月）理事会で援助の最終決定をするが、今後の経営健全化については、十分に話し合いの上でやっていく。

会長 今後の会の經營は他の人にやってもらう、自分の会長辞任の時機は後で協議したい。また自分が県信連の理事になっていることも、当工場に対する融資関係について信連の理事会に参画する資格がないからこれも辞任したい考え方を持っている。

この日の役員会で、島津会長の会長辞任が承認され、丸栄酒店の回収不可能債権二百八十四万五千五百二十円中、百万円を島津氏が負担する。（註、三十五年二月十三日に屋代郷農工連との間に契約書を取り交し、三十五年三月三十一日から三十七年三月まで百万円を三回分割、島津氏から農工連に支払うことをきめた。）臨時総会で役員数を減少する定款変更を行うこと、信連から出向の高橋秀夫氏を参事にすること等が決定した。

後任会長に安藤留五郎氏

続いて二月一日に開かれた役員会で、選考委員の手によつて後任会長に安藤留五郎氏を決定、再建整備計画としては

① 欠損金二千九百六十万円から島津氏が負担する百万円を差引き、二千八百六十万円の欠損金とした。

② 県信連からの整備借入金は二千八百万円として、利子全免、援助額、年次別償還額等を変更、決定。

③ 役員会を毎月一回、定期開催する。

同じ、二月一日午後、整備計画承認の臨時総会を開催、原案通りの承認を得た。

これにもとづいて再建計画書は二月十五・六日の整備要綱による連合会整備促進審議会をパスし、同月二十四日付で安孫子県知事から再認定となつた。

整備要綱を適用して、整備することになった内容は

。執行体制の整備－理事十八名、監事四名を理事七名、監事三名にする。

職員、男八名、女二名、計十名（うち、事務職員三）、常備員、男四名、女八名、計十二名（うち、事務職員一）に参事制を採用し、内部統制の強化を図る。

。事業体制の整備－原料集荷は予約製造計画にもとづき、適正価格で集荷の円滑をはかる、製品販売は予約制発注制を原則とし、販売相手先の選択に留意し、代金回収の早期確実化を期する。

。整備借入金（信連）二千八百万円。

。利子全免（信連）二千八百万円の年利九分五厘、オ一年度～八年度、計一千百六十八万六千円。

。増資計画－昭和三十四年九月の払込済出資金五百四十四万円をオ八年度末、一千二十四万円とする。

。繰越欠損金－二千八百六十万七千円をオ八年度末、八十六万九千円とする。

。自己資本不足額三千七万七千円をオ七年度末にはほとんど解消し、オ八年度には欠損金を完全に失くすというものである。

県畜産販売連設立

山形県畜産販売農業協同組合連合会（会長高橋新三郎氏）は他の事業連合会よりおくれて、昭和二十四年一月十日に設立（二月十五日登記完了）されたが、戦争中大いに活躍した県農業会の畜産関係事業を新しく出来た農業協同組合の中でのよう取扱うかがいろいろな角度から論議された一方、また戦後逸早く統出した畜産組合、関係団体も非常に活発に動き出したのである。畜産関係にいん然たる勢力を握つて業界に采配を振っていた県酪農協会、綿羊協会等は声を揃えて販売を主とした動きもあった。これに対しても県は基本方針として家畜の導入と増殖に重点をおこことをきめ、従つて畜産に関する新しい団体は購買を中心にして事業を推進するという建前から県購買連合会がこれを引き継ぐことになり、県購連設立（昭和二十三年八月十日設立認可）と同時に県農業会当時の畜産係職員、家畜市場、孵化施設等、一切が県購連に引継がれたのであった。

山形軍政部から設立延期の指令

このようにして、農業会当時の畜産諸団体は購買事業を主にして、県購連内の事業となつて再発足したが、この購連の畜産関係取扱いに訛然としない畜産販売団体設立を主張する人々は

新しく山形県畜産販売農業協同組合連合会設立に動き出し、二十三年九月二十四日に鈴木惣九郎（天童、村山畜産組合長）、梅津武夫（二井宿組合長）氏ら五十三名が設立準備会を開き、梅津氏ら二十七名の定かん作成委員を選任する等一気に創立総会開催の段取りをつけて、県を通じて山形軍政部に畜販連設立の意向を伝え了解を求めたのであるが、十月二十日、山形軍政部のサリバン部長は『畜販連の設立は一部の意見で目論まれたもので、農民の多数意見によるものとは認められない。現在の段階では設立は時期尚早である』との理由で創立総会の延期を命じて来た。出鼻を叩かれた畜販連設立代表は百方手を尽して諒解運動を開始し、工作を続けること約二ヶ月、漸く軍政部も納得し、二十三年も押しつけられた十二月二十四日に創立総会を開き、翌二十四年一月十日設立認可を得て『山形県畜産販売農業協同組合連合会』が発足したのである。

県畜販連の事業と役職員の動き

。事務所

（主） 山形市七日町字東前六一〇の三

（従） 東置賜郡高畠町大字安久津、西村山郡寒河江町 大字同、最上郡新庄町金沢、鶴岡市大字大宝寺（四ヶ所）

。地区

県一円

① 会員の構成員である組合員または会員の生産する畜産物の運搬

処理、加工貯蔵または販売

会員の指導および連絡

④ ③ ②
会員のために行う団体協約の締結

①の事業を達成するため

(+) 販売する物の生産に必要な物資の供給

(+) 種畜の育成に関する施設

改良もしくは管理

(+) 飼料の改良、増産利用に関する施設

(+) 家畜の衛生および防疫に関する施設

(+) 放牧地、採草地、その他畜産の目的に供される土地の設置

畜産に関する調査研究施設

役員の移動

		創立昭和二十三年十二月廿四日	立當時
阿 部	山 口	梅 津	高 橋
(南)平田切二郎	(武士)田弘	(川中)勝	(高橋)新三郎
加 藤	勝	木 鈴	木 鈴
加 藤	木 鈴	高 国	高 橋
勝 藏	新 (高)三郎	信 (高)一郎	井 鈴
樺 口	市 川	横 尾	河 橋
(山)邊太郎	(岩)本沢	(健)三郎	(武)士居郎

監事	佐藤(寒河江)忠重次郎	那須(堀田)武夫	斎藤(久兵衛)惣九郎
枝松(西山)助	菅原(真室川)長之助	阿部(押切)徳三郎	鈴木(高島)弘一
枝松(南金井)藏	菅原(山辺)重次郎	近岡(山口)理吉	芳賀(周)高橋
設楽(藤助)育太郎	菅原(藤助)重次郎	佐藤(藤助)長之助	鈴木(小松)惣九郎
設楽(佐藤)信泰	佐藤(佐藤)泰一	阿部(佐藤)徳三郎	金子(余目)清右門
(菅原長之助理事死亡)	(佐藤監事)	(佐藤)清三郎	(佐藤)清三郎
(三七・四・一九辞任)	(出羽)泰一	(本庄)泰一	(周)高橋

県農林部長から調整指令

二十三年秋の設立事務にたずさわったのは森谷佐吉氏、ただ一人で、二十四年一月三十一日付で森谷技師のほか、斎藤貞雄技師、市川晃主事、三沢庄蔵、佐藤憲の五氏が採用となり、同年九月一日には参事制を採用して松田方作氏（昭和二十六年七月二十七日死亡）を任命、さらに数名の技術者を揃えた。

県畜産販売連が設立して、畜産物の販売はこの畜販連で、また家畜の導入等は県購連で取扱うことになったが、両連合会の

設立と相前後して、各地に任意組合の畜産組合が続々設立され、激烈な競争を展開、畜産戦国時代が到来した。南村山、西

村山、東村山の各郡畜産組合は昭和二十五年になると農業協同組合法によって、単位農協を基盤にした郡畜産連に発展した。

二十五年四月十日発足の南村山郡畜連、五月四日の東村山郡畜連の設立がそれで、二十七年八月一日には西村山郡畜連が出来た。

信連から事業協力保留の文書

同じ畜産事業でも、県畜販連と県購買連は一応事業の上で取扱うものに一線を引き、販売、購買のワク内で両連合会が事業成績を上げることに懸命になつたが、時日が経過するに伴つて、両連合会設立の基本方針等は無視され、忘れられてしまつた。県でも放置しておけず、両連合会間の事業調整を取り上げ、再三にわたって話し合いを進めたが、遂に不調に終つた反面、県購買連は発足当時の不良農業資材の処理に困り切つてゐる矢先に、経済変動によつた大損失が発生する等経営面で非常に窮屈となり、畜産関係事業を停止し、人員整理を行うまでに業績が悪化した一方、県畜販連も販売不振、販売未収金が増大さらずに橋岡ハム工場事件、羊毛訴訟事件等、同連合会の屋台骨を搖るゝ問題が続発し両連合会の事業調整の解決はいよいよ緊急のものとされて來た。しかしこの話合いが難渋している時、二十六年八月二十三日、県信連から購連、畜連の両者に事業調整を進展させ、一元化を見るまで県信連の援助を一時

申入書

見合せる——云々の申入書が渡された。

山形県の畜産振興のために畜産団体の一元化は各方面の要望であることは御祭知のことと存じます。特に積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法の施行せらるる今日、この感を深くするものであります。

従つて、購連会長と畜連会長と御懇談の上急速に調整せられるよう切望いたします。

本会としては両会長の御懇談の結果を見るまで一時畜産事業に対する協力を留保いたします。

昭和二十六年八月二十三日

山形県信用農業協同組合連合会

会長理事	佐藤重次郎
常務理事	枝松鈴藏

細谷庄左工門、遠田善兵衛

信連の申入書は両連合会にとつては由々しい重大問題であるが、これと呼応するように、十月六日になつて、県農林部長から「畜産関係農協連の組織整備調整について」——通牒が両会長宛に示されて來た。

畜販連を解散、畜産事業の一元化

県が出した整備、調整指示内容は畜産関係事業は畜販連を、畜産連に改組した新団体に一元化し、県購買連は職員、施設のすべてを新連合会に移譲させる、県畜販連は全役員が辞職し、新しい理事者の手で県畜連を運営するというものであつて、この

手続きを十二月まで二ヶ月間で完了させることを注文したので、農協側では十月八日の農協組合長会議に統いて、十五日には県農務、畜産両課、県購連、県畜産販連、県指導協会の五者が才三回調整会議を開いて、県購連畜産関係職員、資産引継ぎ、町村農協に対する経過報告、新畜連に対する加入等について協議した結果、大山県購連、梅津畜産販連両会長の間で覚書を交換して、畜販連は直ちに畜連に改組して、県購連所屬の畜産関係職員と施設、資産、負債を全部引きうけることを覚書によつて取りきめたのであったが、其の後の畜販連は桑名産業との六百万円訴訟問題（注）〔後年畜販連の勝訴となる〕でまごつき、改組ぐらいでは事態の收拾が出来ないばかりか、県購連との申合せを実行して、畜産関係事業の移譲をうけることも困難になつて來たので、役員会の意向は畜販連の訴訟問題に筋目を通してこの会の責任で訴訟に取り組むこととする一方、畜産事業の一元化は全然別個な新畜産連を設立した上で実現させることになり、一元化問題はここに大きく回転し、最初の案であった県畜販連改組は、次のように畜販連を解散して、新畜産連を設立させることに變つて行つた。

(一) 新たな畜産連を設立し、県購買連所屬関係資産はこの新連合会に移譲することにする。

(二) 新連合会を設立するまでは購連所屬の関係資産の管理・保全は畜販連の責任においてなすこと。

(三) 新連合会に資産移譲をなすに當つては、二十六年十月一日以降の関係諸経費（金利をふくむ）を加えて移譲することを再確認する。

県畜連出資金

(単位円)

区分 年度	出資金
才 1 年度 (26年度末)	335,000
才 2 年度 (27年度末)	2,395,000
才 3 年度 (28年度末)	2,615,000
才 4 年度 (29年度末)	2,720,000
才 5 年度 (30年度末)	2,960,000
才 6 年度 (31年度末)	3,885,000
才 7 年度 (32年度末)	3,890,000
才 8 年度 (33年度末)	

会員及び役員員数

区分 年度	会員	役員	職員
才 1 年度 (26年度末)	112	7	21
才 2 年度 (27年度末)	122	14	26
才 3 年度 (28年度末)	128	13	23
才 4 年度 (29年度末)	140	14	22
才 5 年度 (30年度末)	144	12	16
才 6 年度 (31年度末)	140	11	14
才 7 年度 (32年度末)	139	12	13

県畜連	4,230,000
南村山畜連	2,840,000
東村山畜連	911,000
西村山畜連	1,178,000
合計	9,159,000

才 8 年度 (33年度末)

県畜連	138	12	12
南村山畜連	20	11	11
東村山畜連	21	10	12
西村山畜連	21	9	9

二十六年十月十五日、十二月二十二日の覚書、申合せで、県畜販連は全精力を新畜産連設立に集中させ、明けて二十七年一月二十六日、南村山郡本沢農協組合長横尾健三郎氏らの手で畜産連設立発起人会を、二月十五日には設立準備会を開き、「山形県畜産農業協同組合連合会」は二十七年三月十八日の創立総会を経て、同月二十九日、県知事から設立認可を得て発足した。新畜産連が発足すると、旧畜販連は昭和二十七年五月二十九日に解散総会を開き、八月十三日に解散認可をとり、三年半の歴史を閉じた。

県畜産連発足

の 員 役

財 产 目 錄

(単位円)

理 事 会 事 事 長	横 尾 健 三 郎 (本 池)	二 七・三・一八(創立当時)
伊 藤 伊 勢 治 (庄 内 畜 産)	横 尾 梅 津 水 上 伊 藤 伊 勢 治 (庄 内 畜 産)	一 九・五・三〇(一 九・五・三〇 通常総会)
金 子 清 右 一 門 (庄 内 農 業)	梅 津 横 山 佐 藤 大 友 庄 藏 (米 沢 市 三 沢)	二 九・五・二九(二 九・五・二九 通常総会)
工 藤 勝 助	梅 津 横 山 佐 藤 大 友 庄 藏 (米 沢 市 三 沢)	三 三・六・四(三 三・六・四 通常総会)
(同理事その後辞任)	梅 津 横 山 佐 藤 大 友 庄 藏 (米 沢 市 三 沢)	三 四・四・一三(三 四・四・一三 臨時総会)
佐 藤 啓 輔 (最 上 西 小 国)	梅 津 横 山 佐 藤 大 友 庄 藏 (米 沢 市 三 沢)	三 五・五・一八(三 五・五・一八 通常総会)
木 村 久 三 郎 (高 松)	梅 津 横 山 佐 藤 大 友 庄 藏 (米 沢 市 三 沢)	水 上 黒 田 源 橋 (西 山 形)

区分年度	資 产	負 債	差 引 純 財 产
才 1 年 度 (26 年 度 末)	5,894,247	5,757,247	137,000
才 2 年 度 (27 年 度 末)	15,921,369	14,375,369	1,546,000
才 3 年 度 (28 年 度 末)	21,912,559	19,845,059	2,067,500
才 4 年 度 (29 年 度 末)	23,374,979	21,144,479	2,230,500
才 5 年 度 (30 年 度 末)	14,448,053	16,269,626	△ 1,821,573
才 6 年 度 (31 年 度 末)	32,589,150	35,316,600	△ 2,727,450
才 7 年 度 (32 年 度 末)	20,658,357	23,047,607	△ 2,389,250
才 8 年 度 (33 年 度 末)			
県 畜 連	16,485,321	21,465,404	△ 4,980,083
南 村 畜 連	9,709,219	7,440,861	2,268,358
東 村 畜 連	4,042,856	4,656,205	△ 613,349
西 村 畜 連	4,299,819	4,883,365	△ 583,546
合 计	34,537,215	38,445,835	△ 3,908,620

畜産事業の一元化成る

横尾健三郎氏(本沢)が会長となつた新畜産連はこれまでの畜販連から販売の二字を削つたもので、発足すると間もなく大山県購買連会長から横尾新会長に對して早急に譲渡資産の引取り方を催促して來た。

その内容は東根家畜市場、楯岡ふ卵場等固定資産二百三十万円、売掛金、畜産資材等を加えた五百四十九万七千余円で、両連合会の間に県指導協会があつせんを行つた結果、二十七年八月になつて、譲渡価格が妥結するとともに県購買連から小林開氏ほか六名の畜産担当職員を二十六年十月十五日付で引きとり、二十三年夏以来、もみ続けた畜産の一元化が漸く実現したのである。

動 移

監事 鈴木惣九郎	(東村山) 郡畜産	柏倉 庄三郎(柴橋)	小池 徳衛(津川)
本間 四郎(狩川)	工藤 勝助(荒砥)	佐藤 宗一(西川)	板垣 重次郎(村山市西郷)

会長辞任(二八・六・二七梅津)	理事會長となる(八嶋会長辞任し、三一・六・一那須理)	事會長となる(八嶋会長辞任し、三一・六・一那須理)
佐藤 宗一(西川)	板垣 重次郎(村山市西郷)	佐藤 宗一(西川)

小池 徳衛(津川)	柴橋 政雄(寒河江)	武田 新六(鈴川)
佐藤 宗一(西川)	伊藤 清八郎(上山)	阿部 菊治(尾花沢)

板垣 重次郎	蛇塚 龍雄(八向)	伊藤 正男(中津川)
佐藤 宗一(西川)	伊藤 清八郎(上山)	阿部 菊治(尾花沢)

代会長に就任したが、翌二十四年五月の役員改選には僅か半年の会長から退いて、梅津武夫氏が才二代会長のイスについた。

第二代会長梅津武夫氏



本科を卒業した獣医である。

梅津会長の畜産界での経歴はまことに晴々としたもので、氏の旺盛な企業欲と相まって、県内は云うまでもなく、全国に氏の存在を確固たるものにしている。明治三十五年十月、東置賜郡二井宿村の生まれで、大正九年春、東京獸医学校会員として、二井宿の自家農場で種牛はん殖をやめ、東置賜郡牛畜産組合長、村會議員、山形県畜産組合連合会副会長、二井宿村農業会長をつとめるかたわら、昭和十五年六月には実兄徳多良氏と一緒に日本製乳株式会社を創設して取締役となつた。

昭和十八年十二月に県農業会が発足すると理事に就任した。全国酪農協会理事、山形県酪農協会々長、二井宿村農協組合長、置賜酪農業協同組合長、県ホルスタイン協会々長、日本ホルスタイン登録協会副会長と共に県畜産界の才一線で活躍しつづけている。

旧畜販連会長は高橋新三郎氏

旧畜販連初代会長高橋新三郎氏は明治二十九年一月一日、東置賜郡小松町上小松の生れで、東京農大専門部を出て、昭和十二年四月、小松町農業会理事、二十三年四月には県南酪農業協同組合理事となり、同年十一月に県畜販連が創立されると初

た、氏の功績に対して昭和十三年には中央畜産会から畜産功劳賞、十五年には賞勲局から地方産業功劳賞を贈られ、二十三年には当時、山形に進駐していた山形軍政部司令官カスター中佐から畜産酪農功劳賞を与えられ、二十六年には賞勲局から藍綬褒章を受章している。

山形県畜産販売連設立の主唱者で、創立後の初代会長は高橋

新三郎氏を推したが、半年後には氏の会長就任が当然のようない形で才二代目会長に落着いた。氏の会長当時は畜販連の窮迫時代で、県、指導協会、信連等の協力で、県購連との事業競合を

解決したが、桑名産業との羊毛訴訟事件がからみ合って、再建を断念、氏の手で畜販連を昭和二十七年五月に解散させてしまつた。畜販連の解散よりも早く、新しく県畜産連が発足すると、横尾新会長に代つて、旧畜販連が解散して間もなく新畜連の才二代会長におさまつた。

二十八年春、事業遂行のことで、軽部治部長の行動に端を発し、軽部氏解職を強行しようとした梅津会長らと、解職を不当なものとする他の役員、職員との間に意見が衝突してしまつた。梅津会長は一度は解職案を撤回したが、持ち前の強腰は決して自説を狂げることなく、軽部解職が実現しない場合は会長のイスを投げ出すとまで頑張つたものである。

たまたま梅津氏は同年四月二十四日行なわれた参議院議員選挙に全国区から立候補した岸良一候補のために応援したが、同派の違反事件に連座し、責任を痛感した氏は遂に六月、退陣してしまつた。

新畜連初代会長横尾健三郎氏



新畜連初代会長横尾健三郎氏は昭和九年に本沢村信用販売購買組合が設立された当時からの常務理事、本沢村農業会副会長、常務理事をやつて来た生つ粹の組合指導者、昭和二十三年三月、本沢村農協が発足すると組合長となり、県厚生連の初代常務理事、村山指導協会

長、県指導協会理事、県中央会理事のほか、農協が出来て最初に県農協組合長会長に選ばれたのも氏であり、運動経歴が古く戦前派を代表する一人である。

昭和二十五年四月、南村山郡畜産農協連合会長として、二十七年三月の新県畜産連設立に先達役を引き受け、初代会長に就任したが、二十七年五月の才一回役員改選に当つて、今後の畜産連運営にはその方面的経験と知識を必要することを理由に理事に出てることも拒み、改選総会を前に、会長を退いたので、氏の会長在職は僅々三ヵ月であった。

第二代会長樋口友太氏

横尾会長に代つた梅津会長の次に才三代会長として、才一理

事樋口友太氏が昭和二十八年六月に就任した。

樋口氏は生まれが東村山郡作谷沢村だが、山辺町に進出して製材、建築業をはじめ、その方面では厳然たる地歩を築き上げた。山辺町農協不振の当時、再建を使命に理事に入り、間もな

く組合長となり、二十六年五月には県畜産販連理事に就いた。

新畜産連が発足した後、昭和二十七年



五月の才一回理事改選で再び理事となつて、梅津会長を補佐したが、二十八年四月二十四日行なわれた参議院議員選挙に立候補した岸良一氏派の選挙違反事件に連座した梅津会長が辞意を固め、辞表を畜連に送り自宅に引きこもってしまった。

梅津会長の辭意工作を引受けたのが樋口氏である。横山、工藤氏らと共に二井宿の梅津会長宅を訪ね、樋口氏からじゅんじゅんと畜産連が梅津会長の専任に期待していることを述べて、辭意を撤回することをねがつたが、梅津氏の心中を知る某氏らがその座に居合せ、お互ひが熱意の余り、大口論となつた。すると樋口氏は矢庭に上着を脱いで「これ以上議論しても始まらない。梅津会長をどちらにするかは腕すくで決めよう、このオレが勝つたら、文句なしに梅津会長を畜産連に連れ戻す」と某氏らをにらみつけ、挑戦した。某氏もこれに応じて起ち上がり、正に一騎打ちが開始になるというところで、横山理事らがなだめすかして、この取組み合いは中止してしまった。

このような腕で実現しようとした梅津会長の復帰は失敗、才一理事のことでもあり、梅津氏に代つて、当の樋口氏が会長となつた。

第四代会長に八嶋孝吉氏



一年後の二十九年五月には才四代会長に八嶋孝吉氏が互選された。氏は明治四十一年八月十六日、西置賜郡馬匹組合長、豊田村農業会長、西置賜郡農業保険組合長を経て、二十二年四月には県議会議員に当選、農林

五年六月には県農業共済組合連合会副会長、豊田村農業共済組合長、二十一年委員長をつとめた。

その他、山形県地方競馬審議会委員、積寒対策審議会中央委員、県農業委員会委員、農業共済基金運営委員等、県議会、県首脳部にも名が通つており、県畜産連から会長に推薦されたのであった。樋口氏が暫定会長のつもりで才三代会長になつたが、当時の畜産連は暫定等で糊塗されるほどのん気なものでなかつた。右顧左併する事なく断々固として樹て直しを決行しなければならないほど、危急の瀕戸ぎわにあつた。それだけに県に顔の広い、簡単に県に協力を頼める会長として八嶋氏に白羽の矢を立てたのであった。

当時八嶋氏は豊田農協の組合長でも、県畜産連の理事でもなかつたが、畜産連は初めから氏を会長にするため、理事にし、会長にしたのである。

第五代会長那須武夫氏

才五代会長那須武夫氏は明治三十六年九月、天童市矢野目の生れ、村山農学校、文部省社会教育指導講習所を出て、蔵増村會議員、東村山郡畜産組合幹事を経て、県農業会主事、東村山郡畜産農協參事、東村山郡繩羊、酪農両協会長、蔵増農協組合長、二十九年五月には県畜産連理事、三十年四月には県議会議員と断然他を引き離して順風満帆、疾走を続けて翌年県畜産会副会長から六月、県畜産連会長となつたのである。

第六代会長に安孫子芳尾氏

県畜産連再建のしめくくりの大役に打って出た才六代会長安孫子芳尾氏は往年、寒河江の渡辺七兵衛、大谷の白田岩夫氏とともに西村山の三羽鳥とうたわれ、県下の産組運動をリードした一人である。闘士的な強直な面を温容なタイプで包んでいるが、刃向うものには必ず撃ち返えす強さと記憶力を持つている。明治三十二年三月、西村山郡柴橋村柴橋一、六六五に生れ、村山農学校、県立自治講習所を出た、県信連山木武夫会長と同じように加藤完治氏の愛弟子でもある。

大正十二年、自村の無限責任金谷信用購買組合に書記で入つ



たのが、産組と繋りを持った最初で柴橋村信用購買組合書記を経て、昭和十四年には産業組合長、県購買販売組合連合会理事、県農業会理事となつたが、終戦の年、二十年三月に応召となり、一時、一切の公職から遮断されたが、終戦後、柴橋村農業会理事、県農業会監事に返り咲いた。しかし二十三年二月の戦争指導者のらく印をおされて公職追放令に会い、再び公職を離れ、自家農業に帰つた。

一町七反歩の田地を耕し、乳牛四頭、羊三頭を相手に、耕作の毎日を送っていたが、昭和二十九年五月、柴橋農協組合長になり、同時に県畜産連の理事に就任した。三十一年六月の那須会長出現を見送つたが、理事として、郡畜産連合併、県経済連との事業調整に示した異常なまでの熱意と執拗さを買われて、畜産連再建に最後のホープとして三十四年五月に才六代会長に就任したのである。

農林省の常例検査行わる

数々の欠陥指摘、農林省から再質問

昭和二十七年三月二十九日に発足した県畜産農業協同組合連合会は横尾健三郎、梅津武夫、樋口友太三代会長に続いて、二十九年五月、八嶋孝吉会長を迎えた。その年十月九日から十四日まで農林省農業協同組合部組合検査課から農林事務官児玉好吉、飽田忠正、飯島正敏三氏が来県、県畜産連の常例検査を行



つた。

たものであった。

郡畜産連合併に動き出す

検査は県農政課から寒河江技師、山内、吉田、佐藤の三主事も補助し、財務の状況、旧畜産販連の清算事務、外廓団体との関連、事業推進体制等について、六日間にわたって検査したのであつたが、畜産事業の一元化を目標にして設立され、県の畜産事業の将来に大きく寄与するたとを期待されたはずの県畜産連が、この農林省検査によつて、設立後僅かに三年目で、畜産連だけに限られた数々の欠陥が指摘され、そのまま放置すれば会の発展に大きく障害となることを注意されたのであった。

農林省の検査書を昭和三十一年一月末に受取った県畜産連では三月十九日に才七回理事会を開き、農林省に対する回答書作成について協議し、八嶋会長から農林省に同月二十五日付で回答書を提出したが、五月十一日付で農林省農林經濟局長から八嶋会長宛に『回答書に対する再質問書』が届けられたのである。再質問書の内容は

『協同組織の確立と、事業の伸長を図るため、県当局と協議の上、速かに関係連合会における相互の競合関係を整理するよう努力する必要があると認められるから、その点について再度六月末日まで回答されたい。』というものであった。

農林省では県畜産連が今後発展するには関係連合会、中でも郡畜産連、経済連との事業調整こそが最も大事なものであると考えていたのに反して、県畜産連は意外にもこの問題には積極的な意欲を持つていなかった。このことは県畜産連自体にとって好ましくないことであると断じ、さらに県畜産連をへんたつし

郡畜産連との事業調整に熱意を欠いていると農林省から再度指摘され、その対策を強く要求された県畜産連では、再質問書をうけ取る前、既に郡畜産連と合同の「畜産団体強化対策委員会」を設けて、調整方策を検討していた。

委員会は各畜産連の主脳職員で構成し、その才一回は昭和三十年四月二日、県畜産連、東、南、西村山、最上の四郡畜産連が出席して開催、才二回は同月十五日、才三回は六月八日に開いた。才二回委員会からは五連合会職員のほかに置賜酪農、東根町、金山町の二農協からも参加し、真剣に討議しているうち、六月十四日、丸山県農林部長はこの問題にメドを通して『山形県畜産事業組織強化対策案』といふものを提示して來た。

一、方針

本県畜産事業の振興と系統組織強化対策として、事業の刷新、經營の合理化を図るために、現在の郡単位の畜産農協連を發展的に解消するとともに、県畜産連の刷新を図り、簡素強力な県畜産農協連に一元化し、その事業の競合を避け、經營の合理化に努め、組織の強化、結合を図るものとする。

二、実施時期

昭和三十一年三月三十一日を目指として各郡連を県畜産連に合併するものとする。

三、実施方法

(1) 合併の方法は吸収合併とする。

(2) 県畜産連は会員に対してその趣旨の普及を図り、協力を要請する。

(3) 県畜産連は役員の改選および職員の整備等、業務執行体制の確立を図り、財務の健全化に努め、財産保全のための適切な措置を講ずる。

(4) これを推進せしめるため推進委員会を設ける。

四、事業上の経過措置

合併を前提として、各会員の理解と納得のもとに、事業の調整のための左記措置を講ずる。

(1) 県畜連の飼料の取扱等経営連との事業の調整についてはそれぞれ特殊事情もあるので、別途に検討する。

(2) 郡畜連の現在取扱っている飼料は県畜産連が全面的に取扱うことは好ましいが、漸次移行するよう措置を講ずる。

(3) 家畜市場の開設は從来同様とする。

(4) 牛乳取扱いは從来同様、郡畜連が集荷取扱いをするが、乳価の団体交渉については県畜連が各構成員の委任契約にもとづき行うこととする。

但し、交渉委員の構成員としては郡畜連の代表者を入れることとする。

(5) 郡畜連は根幹事業たる種畜事業を重点として執行し、県畜産連と緊密な連繋のもとに事業の推進を図る（以下略）

県の強化対策案をうけ取った県畜産連では六月十九日、理事會を開いた結果、問題処理のための小委員会を設けて検討した上で処理することにきまり、その委員には八嶋会長をはじめ安孫子、梅津、那須、近藤の五理事を選び、才一回委員会を、関

係団体協議会とともに六月二十九日に開いたのであった。

県から再建指標

役職員再建に躍起

このような経過をたどっている時、県畜連の依頼によつた県農政課の県畜産連経営調査が昭和三十一年二月二十七日から二十九日までの三日間にわたり、寒河江逸郎技師を主任として、高島真、佐藤幸治両主事が参加して行われ、経営内部の諸欠点を拾つた調査書が直ちに畜産連に届けられた。

県に経営調査をたのんだ県畜産連では、三十一年四月に入ると、再建について躍起となつて活動した。三十一年四月四日の理事会、五日の郡畜連会長、参事、役員合同会議、七日の各郡組合長、運営委員、役員合同会議、二十四日の理事会、五月十日の理事会、六月十一日の理事会等、矢継ぎ早やに開いた会議はすべて畜産連の再建策と、会の運営、事業執行体制の確立等のためであつて、累増して来る欠損金、借金等の重圧に、懸念の郡畜産連の合併にも絶えず取り組んだのだが、郡連の一部には県畜産連を出資金を徴収する無用の長物のように攻撃し県畜産連の欠損を埋めるために郡畜産連を犠牲に供する合併はごめんこうむるとの傍観的態度に出る等、さきに県農林部長が提示した昭和三十一年三月末日を期限とした郡畜産連の吸収合併問題もここ当分の間は望み薄の状態となつて來た。

しかし県畜産事業の整備、統合問題は県の強化対策案の提示と前後して各方面から強烈に唱えられ出し、昭和三十年八月、

米沢市で開催の才四回農協大会でも、県農協青壯年連盟、西村山郡組合長会から『畜産農協組織の整備強化について』が協議題として提出され、満場一致可決し、県下全農協の意思で畜産連の整備を打ち出すことになった等、県畜産連の対処を求めて来たのであった。

八嶋会長退陣のいきさつ

当時の県畜産連会長八嶋孝吉氏は昭和二十九年六月の会長改選で就任して以来、この難局に当つて来たのだが、氏は県農業共済連の会長が本職でもあつた関係から、理事の間でも、畜産連の危機を切り開くには他に会長を求めるべきだとする意見が拾頭し出し、安孫子芳尾理事は理事会の席上発言し、八嶋会長は畜産連と農業共済連との会長を兼務し、非常に繁忙のようである。現在の畜産連は実に重大な岐路にたち、郡畜産連との統合問題、会の再建策等急いで解決しなければならない問題が山積しているので、八嶋会長に退いてもらい、私どもの手で再建に着手し、やがて再建の暁には八嶋会長を再び迎えるようにしたい。』

と、情理を尽し、八嶋会長の退陣を勧めた。しかも八嶋氏退陣の後は安孫子氏自身が会務を引きうけて再建に十分、用意のあることを言明したのである。

那須会長が後任会長に

これに対しても八嶋会長は、退陣の決意をしたが、氏は後任会

長には当の安孫子氏を退けて、『私の後任会長には東村山郡畜産連会長那須武夫氏が最も適任者と考えられる』と、那須理事を後任会長に推したのである。

このような経緯があつて八嶋会長は昭和三十一年六月十一日に退き、那須会長が実現したのであった。

三郡畜産連合併 予備契約と 覚書を交換

県畜産連は郡畜産連合併問題を抱えて、昭和三十二年、四月の新年度に入つたが、懸案の郡連合併問題解決のために中央会、県信連、県經濟連が中心となって、畜産団体整備協議会を設けて、統合を進めた。その結果三十三年になって、最上郡畜産農業協同組合連合会を除いて、南村山畜産連（会長黒田源橋氏）、東村山郡畜産連（会長那須武夫氏）、西村山郡畜産連（会長柴橋政雄氏）は県畜産連への吸収合併を承諾することになった。最上郡畜産連には大山不二太郎、那須武夫、横尾健三郎、黒田源橋氏等が出向いて統合参加方を求めたが、ついに容れられず、県畜産連への統合は一まず見送りとなつたが、村山三郡畜産連の合併手続きは二年近い関係会議を重ね、三十四年一月二十六日、相坂県農林部長、草刈中央会参事が立合つて、県畜産連の那須会長と村山三郡畜産連会長との間に合併予備契約書の調印を終了したので、四連合会では直ちに臨時総会を開くことになった。県畜産連では二月七日午前十時から県農協会館で臨時総会を開催、合併予備契約書の承認、三郡畜産連を県畜産連に吸収合併



[県畜産連主催の和牛市場]

* 〔 〕

名、監事三
名が選出さ
子芳尾会長
新しく安孫
以下理事九
名、監事三
名が選出さ

することの議事を全部可決した。一方三郡畜産連も二月六日に一齊に臨時総会を開いて県畜産連への合併を議決したので、久しく各方面から要望されていた畜産団体の一本化が実現したわけで、三月三十一日付で農林省から合併認可となり、昭和三十四年四月一日から新県畜産連が発足した。

れたのである。

合併予備契約書

新畜産連発足とともにさきに取交した覚書によつて旧郡畜産連事務所を支所とし、職員全部を県畜産連職員

に採用したが、役員は那須会長以下全員辞職し、四月

オ一条 甲、乙、丙、丁四者を合併し、甲を存続し、乙、丙、丁を解散するものとする。

オ二条 合併期日は昭和三十四年四月一日とする。但し農林大臣の認可がこの日よりおくれた場合はその認可を得た日の翌日（公休日であるときはこれに続くオ一の取引日）とする。

オ三条 甲、乙、丙、丁は昭和三十三年十一月三十日現在の財産目録、貸借対照表並にその日以降合併予定日至るまでの財産の移動に関する予定明細書を交換の上確認し、本契約締結後その財産につき誠意を以て管理し、通常の業務に属しない資産の処分はしないこと。但し四者協議の上必要と認めた資産の処分についてはこの限りでない。

オ四条 甲、乙、丙、丁四者の会員の持分は合併基準日（昭和三十三年十一月三十日）の貸借対照表に基いて定款の定めるところにより算定するものとする。

2 前項の規定により算定された乙、丙、丁の会員の持分は合併後甲の財産についても存続するものとする。

オ五条 乙、丙、丁の会員の乙、丙、丁に対して有する出資はこれを

甲に対する出資に引き当てるものとする。

2 前項の場合乙、丙、丁の会員の甲に対する出資持口数はその会員の乙、丙、丁に対する出資金額を甲の出資一口金額で除した商とする。但し端数はこれを一口とみなす。

3 乙、丙、丁の会員の甲に対する出資一口の払込額は乙、丙、丁の

会員の出資の払込額の合計を前項の規定によって計算した持口数で除して得た金額とする。

但し前条オ一項の持分算定に当り乙、丙、丁いずれかの純財産額が払込済出資総額より少ない場合においては算定された持分を以て各会員の払込済出資金とみなし、これを前項の規定によって計算した持口数で除して得た金額を甲に対する出資一口の払込額とする。

4

前項の規定により算定された出資一口の払込額が甲の出資一口の払込額に不足するときは、当該会員はその不足額に相当する金額を合併認可のあつた日から二週間以内に払い込むものとする。

5

乙、丙、丁の有する準備金、特別積立金、その他の純財産は甲に移るものとする。

但し、オ三項に該当する場合は払込済出資に充当された金額を控除した純財産が甲に移るものとする。

オ六条 甲、乙、丙、丁は昭和三十四年二月七日までに夫々の総会を開催し、次の事項を議題に供するものとする。

一、合併ならびに合併予備契約書の承認

二、オ三条に規定する財産目録、貸借対照表および財産移動の予定

明細書に関する事項

三、甲の定款変更ならびに事業計画の設定に関する事項

オ七条 合併前において天災その他の不測の事故発生のため甲又は乙、丙、丁の財産にいちぢるしい変動を生じたときは甲、乙、丙、

丁四者間において協議の上、この契約の変更又は破棄することが出来るものとする。

オ八条 合併後において引継財産の内容にかひがあつたことを発見した場合は乙、丙、丁の役員は各々個人の資格において連帯して賠償の責任に任ずるものとする。

2 前項の賠償責任は合併成立後二ヶ年間その請求を行わないときは消滅するものとする。

昭和三十四年一月二十六日

山形市七日町字東前六一〇ノ三

甲 山形県畜産農業協同組合連合会

会長理事 那 須 武 夫

上山市新丁一七

乙 南村山畜産農業協同組合連合会

会長理事 黒 田 源 橘

天童市大字天童甲二〇九

丙 東村山郡畜産農業協同組合連合会

会長理事 那 須 武 夫

寒河江市大字寒河江字幸田三四四ノ一

丁 西村山郡畜産農業協同組合連合会

会長理事 柴 橋 政 雄

立会人 立会人

山形県農林部長 相 坂 治

同 右

山形県農業協同組合連合会

会長 大山 不二太郎

覚
書

山形県畜産農業協同組合連合会（以下甲という）は南村山畜産農業協同組合連合会（以下乙という）と東村山郡畜産農業協同組合連合会（以下丙という）、西村山郡畜産農業協同組合連合会（以下丁という）を合併することについて、甲、乙、丙、丁四者間において左記条項の履行を予約し、後日のため甲、乙、丙、丁四者においてこの覚書各一通を所持するものとする。

記

- 一、甲は乙、丙、丁の事務所々在地に甲の従たる事務所を設置するとの定款変更を行うものとする。
- 二、甲は合併後事業計画に基く増資を行うときは一会员当たり出資金に比し著しく高額の出資金を有する会员に対しても他の会员との均衡が保たれるまで原則として增资の要請を差控える等の措置を講じ、各会员の出資金の調整を図るものとする。
- 三、甲の役員は合併後全員辞任し改善を行うものとする。
- 四、職員は合併日において甲、乙、丙、丁の職員全員を雇傭するものとする。
- 五、職員および職員の給与、配置については合併後の役員において決定するものとする。

昭和三十四年一月二十六日

山形市七日町字東前六一〇ノ三

甲 || 山形県畜産農業協同組合連合会

会長理事 那須 武夫

上山市新丁一七

乙 || 南村山畜産農業協同組合連合会

会長理事 黒田源橋

天童市大字天童甲二〇九
丙 || 東村山郡畜産農業協同組合連合会
会長理事 那須 武夫

寒河江市大字寒河江字幸田三四四ノ一
丁 || 西村山郡畜産農業協同組合連合会

会長理事 柴橋政雄

販売品種類別取扱高 昭和33年度畜連合併時の販売状況（単位円）

種類	郡県	山形県畜連	南村山畜連	東村山郡畜連	西村山郡畜連
乳牛	牛	63,243,510	21,068,778	9,950,280	5,606,295
和牛	牛	38,331,945	—	5,625,373	12,383,280
肉牛	牛	60,473,352	—	—	786,924
綿羊	羊	11,499,339	5,500,765	5,345,011	5,909,050
羊毛	毛	4,165,085	721,344	730,494	2,147,828
鶏卵	卵	1,522,802	—	—	—
仔牛	牛	—	—	—	89,365
羊毛	毛	573,000	—	—	—
牛乳	乳	—	58,872,029	—	—
合計		179,809,033	86,162,919	21,651,158	26,922,742

購買種類別取扱高 昭和33年度、畜連合併時の取扱状況（単位円）

種類	郡県	県畜連	南村山畜連	東村山郡畜連	西村山郡畜連
飼料種子	子	94,818,292	12,060,657	8,529,894	8,635,493
その他		440,950	—	—	280,605
合計		95,259,242	12,060,657	8,529,894	8,916,098

第八年度 貸 借 対 照 表 (自昭和33年4月1日)
(至昭和34年3月31日)

資 産 の 部

(単位円)

科 目	県畜連	南村山畜連	東村山畜連	西村山畜連	合 計
I 流動資産	(14,075,884)	(8,302,716)	(3,290,255)	(2,943,097)	(28,611,952)
1 現 金	24,625	115,365	32,722	0	172,712
2 預 金	289,101	1,017,365	137,992	66,433	1,510,891
3 購買未収金	2,463,701	1,802,862	499,899	579,551	5,346,013
4 販売未収金	9,106,411	4,611,895	1,231,595	1,187,228	16,137,129
5 加工未収金	1,267,580	0	0	0	1,267,580
6 利用未収金	113,100	208,430	612,200	423,660	1,357,390
7 診療未収金	0	0	198,560	0	198,560
8 棚卸資産	41,717	92,484	49,590	363,734	547,525
9 その他流動資産	769,649	454,315	527,697	322,491	2,074,152
II 固定資産	(2,409,437)	(1,406,503)	(752,601)	(1,356,722)	(5,925,263)
1 有形固定資産	2,927,819	1,712,898	1,425,493	2,563,434	8,629,644
減価償却引当金	(-)1,387,682	(-) 609,395	(-) 714,892	(-)1,317,712	(-)4,029,681
計	1,540,137	1,103,503	710,610	1,245,722	4,599,963
2 無形固定資産	74,300	0	0	0	74,300
3 外部出資	795,000	303,000	42,000	111,000	1,251,000
資産合計	(16,485,321)	(9,709,219)	(4,042,856)	(4,299,819)	(34,537,215)

負債及び資本の部

科 目	県畜連	南村山畜連	東村山畜連	西村山畜連	合 計
III 流動負債	(18,432,751)	(5,636,630)	(2,916,492)	(3,160,882)	(30,146,755)
1 短期借入金	1,400,000	0	150,000	0	1,550,000
2 支払手形	877,410	0	0	0	877,410
3 購買未払金	3,128,045	906,749	452,573	1,042,614	5,529,981
4 販売未払金	10,069,665	4,611,895	1,203,195	1,121,024	17,005,779
5 加工未払金	1,081,020	0	0	0	1,181,020
6 利用未払金	85,360	0	84,300	0	169,660
7 販売前受金	0	0	0	30,635	30,635
8 雜負債	1,791,251	117,986	1,026,424	966,609	3,902,270
IV 固定負債	(3,032,653)	(1,804,231)	(1,739,713)	(1,722,483)	(8,299,080)
1 長期借入金	623,353	0	0	0	623,353
2 退職給与引当金	2,409,300	1,804,231	1,739,713	1,722,483	7,675,727
V 資本	(△4,980,083)	(2,268,358)	(△613,349)	(△583,546)	(△3,908,620)
1 出資金	3,934,500	2,840,000	911,000	1,096,000	8,781,500
2 法定準備金	0	110,000	66,000	1,289	177,289
3 特別積立金	0	163,000	6,000	16,160	185,260
4 当期未処理欠損金	8,914,583	844,742	1,956,349	1,696,995	13,052,669
負債及び資本合計	(16,485,321)	(9,709,219)	(4,042,856)	(4,299,819)	(34,537,215)

三郡連合併の県畜産連発足

の移譲に伴う収益面は県、各連合会の援助、了解を得て、経済連に對して交渉を行う。

畜産団体の統合一本化は最上郡畜産連の不参加があつたが、南村山、東村山、西村山の三郡畜産連合会が県畜産連に吸収合併し、昭和三十四年四月一日から新県畜産連の発足を見たのであつた。

四月十三日には役員改選を行い、新発足に対応して役員陣を刷新し、五月八日、会長互選を行つて、安孫子芳尾会長の登場となつた。

前から問題になつていた執行体制は、七月二十七日、本所に総務、業務の二課、四係りに整備し、業務課長に佐島秀正氏、総務課長に佐藤甚弥氏を発令すると同時に、東、南、西村山各支所長を任命、さらに一部人事の交流を実施した。

この内部体制を固める一方、安孫子新会長は県経済連との事業調整問題解決に着手した。

県畜産連では安孫子、黒田両理事を県経済連との事業調整交渉委員にあげ、具体的に飼料関係を県経済連に移譲する方法について検討しはじめ、四月二日、那須（当時は会長）、安孫子、黒田の三理事、草刈中央会、佐藤信連両参考事等が会合して調整の前後措置を次のように決定した。

① 経済連と畜産連は将来合併することがオール農協の立場から妥当であるが、今直ちに合併することは出来ないから、経済連との事業

調整の方針としては飼料の購買事業は全部経済連に移譲する、こ

この方針決定で、翌四月三日には安孫子理事から県経済連の高橋会長、岸参考事に申入れを行つた。

① 飼料取扱いについては県、中央会、信連の意見もあり、経済連に全面的に移したい。

② 畜連の飼料係職員四名を経済連に引きとつてほしい。
③ 飼料事業の移管による畜連の収入減については経済連で配慮してほしい。

④ 鶏卵の集荷販売は今後も畜連で行う。

両連合会とも事業の移管には問題がないが、事業の移管に伴う畜産連に対する助成金の点で両者の話し合いが進まず、県経済連は『助成金は三十四年度の経済連の取扱い進捗度合および事業收支と畜産連の三十三年度取扱実績を考慮し、関係機関と協議の上算定する』とはつきりした腹を見せせず、一方の県畜連は、県経済連に移譲する飼料、鶏卵事業は会の中核となる収益事業であり、これを経済連に移すことは会の經營に対する影響が甚大であるから今後の畜連再建に役立つだけの助成金を経済連が支出すべきで、その問題が明確にならない限り、最後の決意を畜産連に求めることは理不尽であるとの考えに固まり、安孫子会長は七月三日付で安孫子県知事に対して七月十日までの期限を切つて逆に回答方を求めるようになつたのである。

助成金の回答を安孫子畜連会長から求められた県では七月七日に対策会議を開き、苗場県主査、佐藤信連参考事、皆川中央会

経監部長の手で、経済連からの助成金を決定するにはまず畜連の再建計画を検討、その計画達成に見合う助成金を畜連再建援助交付金とすることに話しがまとまり、畜連、県經濟連兩者に連絡した。県畜産連では七月十五日に理事会を開き、三十四年三月三十一日基準の再建計画を決定、さらに九月十七日には畜産連としての事業調整最終案を決定、同月二十八日の理事会は① 飼料、鶏卵の経営事業は県經濟連に移譲する。

② 実施期日は三十四年十月一日とする。

③ 事業移譲と、畜産連の再建に資するため、県經濟連は畜産連に対して三十四年度分として百四十万円を交付する。

④ 県畜産連の職員二名を経済連に移す。

を承認、県畜産連は昭和三十四年二月の郡畜産連合併に次いで、事業調整に着手し、最後の再建に向ってスタートしたのである。

再 建 計 画 成 る

飼料、鶏卵の移譲に伴い、県經濟連から三十四年度百四十万円の助成金（指導費）を受けることにつきまるとともに、不振連合会に対する県令整備促進要綱にもとづく県費助成で県信連からの借入金利息年九・五分を全免してもらう等、県、関係団体の協力で県畜産連の再建整備計画が出来上がり、昭和三十五年一月二十九日県農協会館で臨時総会を開き、（注）同日、県養蚕連も整備計画承認のための臨時総会を開いている）整備計画書を提出、出席会員の承認をうけた。

承認された畜産連の整備計画は三十四年九月三十日を基準日として、四十年度まで七年を予定したもので、飼料、鶏卵の取扱いを県經濟連（三十四年十月一日）に移し、その後は指導事業（農協における畜産事事の充実を推進し、經營技術の改善を図る。このために事業内容により、さらにオ三年度（三十六年）以降は賦課金を徴収する。）

- 1 指導事業（農協における畜産事事の充実を推進し、經營技術の改善を図る。このために事業内容により、さらにオ三年度（三十六年）以降は賦課金を徴収する。）
- 2 利用事業（人工授精事業を行い、家畜の改良と増殖を図る。）
- 3 販売事業（農協における全利用の推進と家畜および畜産物の販売を合理化し、系統農協の畜産物共同販売体制を確立する。）
- 4 購買事業（優良家畜を共同購入する。飼料用種子の取扱いを推進する。）
- 5 加工事業（孵卵育す事業を充実する。）
- 6 団体協約（安定した経営の確立を図るため団体協約を締結する。）

を行い、県經濟連との事業調整に関連して、職員二名を十月一日から經濟連へ移し、他の一名を中央会に転出させ、ワク外として一名を經濟連へ転出、さらに三十四年度中（三十五年三月末日まで）に男子職員二名、女子職員一名を退職または他団体に移し、郡畜産連合併当初四十五名の職員を三十四年度内に三十八名とする。經理事務は本所集中方式を採用し、内部統制を徹底させる。また役員は理事九名、監事三名で会長を常勤とする。職員は本所、参事以下十名、支所二十八名とする。

県信連からの整備借入金一千百万円は六ヶ年々賦で、農林漁業公庫からの長期借入金四十九万円は五ヶ年々賦で償還し、その間一千百万円に対する利子三百四十五万九千円は県と県信連の援助で全免してもらう、増資計画は三十四年十月現在の払込

済出資金八百七十八万七千円を三十六年度末までに一千二百万円に増資し、自己資本不足額一千五十八万九千円を三十八年度末まで解消し、四十年度末には借入金まで一切を失くす。

また三十四年十月現在の繰越欠損金一千四百十六万六千円は

才六年度（三十九年）で消し、逆に百六十八万一千円の利益金を計上したものであるが、経済連から支払われる助成金も当然計上し、才一年度（昭和三十四年度）分百四十万円は既に決定

づみで問題はなかった。しかし才二年度以降については県畜産連では二百万円を要望し、この金額を再建計画書の中で、才二

年度の事業雑収益二百八十五万七千円の中に含ませて計上したものであったが、経済連ではこの二年度以降、毎年二百万円の助成金（経済連は事業雑費用の名で支出することになっている）

支出に言明を避けたために、この点でこの再建総会が一時混乱したばかりでなく、畜産連再建計画を検討し、利子免除を決定

する二月十五、六日の連合会整備促進協議会でも経済連からの助成金が問題となり、これが決定しないかぎり、確定な畜産連の再建計画と認められず、不確実な再建に対しても費助成による信連の利子全免措置はそれないと結論を出し、協議会から経済連に対して改めて才二年度以降の畜産連助成金額をはつきりするよう申し入れを行った。

これに対しても県経済連では協議の結果、百四十万円は才二年度以降も支出する。残り六十万円については高橋会長の責任で、畜産体制確立事業費等を運用して支出し、畜産連が要請する二百万円は確保するとの意図を協議会に回答したので、協議会

でもそれを諒承して、三月に入つて完全に解決、それまで県が保留在いた再建計画認定の指令を三月十九日付で出したのであった。

畜産連の外廓七団体

組織の歴史も県畜連よりも古い

県畜販連は、名の通つているだけでも七つの畜産団体に包まれている。

これらの団体は単に畜産連の外かくという名で片づけられるものではなく、県畜連が事業の方向をきめるには、これら七つの団体の意向を打診し、協調してやつていかなければならぬ。

組織の歴史も県畜連よりも古く、その上全国的な系統団体のメンバーでもあるので、団体の計画や考えが、すぐ強く畜連に響いて来るし、団体から送つて來ている畜連役員の発言が畜連を大きくゆさぶることになるから、代々の畜連会長は常に諸団体の息づかいに気を配りながら運営してゆかねばならない。

畜連が年毎に苦慮して來ている事業調整問題解決のほかに、これらの諸団体との提携に日ごろ配慮しているのが、この連合会の特異なところであり、畜連が農協法本来の施策を打ち出すに容易なことではないという批判の声が出るわけでもある。

七団体の性格

▽山形県綿羊協会

日本綿羊登録協会の系統団体で市町村綿羊組合を会員としているが、山形県は全国有数の綿羊県であるから、大きく伸張して来ている。

▽山形県畜産会

昭和三十年の発足で、割りと新しい団体だが、中央畜産会の系統組織で、県、郡段階の畜産関係団体を会員にしている、事務所は畜連の中において、畜連もこの会員である。

仕事としては畜産農家の経営分析指導等をやり、属託指導員四十八名を擁し、県の畜産振興と、行政庁と畜産団体との間の協調機関を以て任じていている（会長松浦東介氏）

▽山形県酪農協会

全国酪農協会の系統団体として組織され、その構成は各郡酪農協会、市町村酪農組合員で、会員の数は約一万五千人、専ら酪農振興のための政治的活動と相まって、乳質問題、酪農經營、施設の改善、指導等に当っている（会長梅津武夫氏）

▽山形県ホルスタイン協会

日本ホルスタイン登録協会の系統団体で、県下の登録牛飼育者約一万人が会員となっている。乳用牛の資質改良のため、専ら乳牛の登録事業をやっている（会長梅津武夫氏）

▽全国和牛登録協会山形県支部

和牛の資質改良のために登録事業等をやっている全国和牛登録協会のメンバーで、この事務所も畜連内にある。（支部長押野芳夫氏）

▽山形県種鷄孵卵協会

昭和三十三年に県種鷄協会と孵卵協会の二つが合併して発足した団体で、県内の種鷄家、孵卵業者約二百名で組織して、鷄の改良、増殖、研究を主な事業にしている（会長那須武夫氏）

▽山形県家畜商業協同組合連合会

県内の家畜商約七百名が各地区毎に設けている家畜商業協同組合を会員とした団体で、主として和牛の協同購入を行ってい。村山地区内での市場開催は県畜産連が行うことになつてゐるが、この場合も地区内の家畜商業協同組合と協定を結んで、家畜の取引きに協力している（会長松浦東介氏）